

目 次

第1号（9月8日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
承認第9号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求 めることについて	7
議案第38号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）	8
議案第39号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	14
議案第40号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	15
議案第41号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	16
議案第42号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	17
議案第43号 令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）	18
議案第44号 つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	18
議案第45号 津奈木町振興計画策定条例の一部改正について	19
議案第46号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	22
議案第47号 津奈木町奨学金貸付条例の一部改正について	23
議案第48号 津奈木町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正に ついて	25
議案第49号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について	26
認定第1号 令和4年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について	26

認定第2号	令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	26
認定第3号	令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	26
認定第4号	令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	26
認定第5号	令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	26
認定第6号	令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について	26
認定第7号	令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	27
同意第11号	津奈木町教育委員会委員の任命の同意について	27
報告第5号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	28
報告第6号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について	29
報告第7号	一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について	29
報告第8号	専決処分事項の報告について	30
散 会		31

第2号（9月19日）

議事日程	33
本日の会議に付した事件	33
出席議員	33
欠席議員	33
事務局職員出席者	33
説明のため出席した者の職氏名	33
開 議	37
一般質問	37
6 番 本山 真吾君	37
4 番 新立 啓介君	48

5 番 宮嶋 弘行君	5 2
散 会	5 9

第3号（9月22日）

議事日程	6 1
本日の会議に付した事件	6 1
出席議員	6 2
欠席議員	6 2
事務局職員出席者	6 2
説明のため出席した者の職氏名	6 2
開 議	6 3
認定第1号 令和4年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について	6 3
認定第2号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	6 3
認定第3号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	6 3
認定第4号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6 3
認定第5号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6 3
認定第6号 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6 3
認定第7号 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6 3
議員派遣の件	7 4
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	7 4
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件	7 5
教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件	7 5
議案第50号 工事請負契約の締結について	7 5
閉 会	7 6
終 了	7 7
署 名	7 8

津奈木町告示第56号

令和5年第3回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月17日

津奈木町長 山田 豊隆

1 期 日 令和5年9月8日

2 場 所 津奈木町議会本会議場

○開会日に応招した議員

林田 廣美君

平野 和信君

大川 貴哉君

新立 啓介君

宮嶋 弘行君

本山 真吾君

澤井 静代君

久村 昌司君

川野 雄一君

柳迫 好則君

○9月19日に応招した議員

○9月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第3回(定例)津奈木町議会会議録(第1日)

令和5年9月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年9月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第9号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第5 議案第38号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第6 議案第39号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第40号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第41号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第42号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第43号 令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第44号 つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第45号 津奈木町振興計画策定条例の一部改正について
- 日程第13 議案第46号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第47号 津奈木町奨学金貸付条例の一部改正について
- 日程第15 議案第48号 津奈木町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正
について
- 日程第16 議案第49号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について
- 日程第17 認定第1号 令和4年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第2号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第19 認定第3号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第20 認定第4号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 日程第21 認定第5号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

- て
- 日程第22 認定第6号 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第23 認定第7号 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第24 同意第11号 津奈木町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第25 報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第26 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
- 日程第27 報告第7号 一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第28 報告第8号 専決処分事項の報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第9号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第38号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第39号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第40号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第41号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第42号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第43号 令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第44号 つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第45号 津奈木町振興計画策定条例の一部改正について
- 日程第13 議案第46号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第47号 津奈木町奨学金貸付条例の一部改正について
- 日程第15 議案第48号 津奈木町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第49号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について

- 日程第17 認定第1号 令和4年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第2号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第3号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第4号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第5号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第6号 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第7号 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 同意第11号 津奈木町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第25 報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第26 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
- 日程第27 報告第7号 一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第28 報告第8号 専決処分事項の報告について

出席議員（10名）

1 番	林田 廣美君	2 番	平野 和信君
3 番	大川 貴哉君	4 番	新立 啓介君
5 番	宮嶋 弘行君	6 番	本山 真吾君
7 番	澤井 静代君	8 番	久村 昌司君
9 番	川野 雄一君	10 番	柳迫 好則君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	財部 大介君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	諫山 吉光君
ほけん福祉課長	葦浦 祐一君	会計課長	岡松 辰哉君

午前10時00分開会

○議長（柳迫 好則君） おはようございます。ただいまから令和5年第3回津奈木町議会定例会を開会致します。

御報告申し上げます。永松教育課長は、本日は欠席でございます。

第3回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には、公私共に御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会には、令和5年度補正予算をはじめ、令和4年度歳入歳出決算の認定など、多数の案件が上程されており、これらを審議する重要な会議であります。

議案の内容等につきましては、後ほど詳しく提案理由の説明があると思いますが、議会と致しましては、これらに十分検討を加え、町政運営に反映すべく努力したいと思っております。

議員各位には綿密・周到的な御審議を賜り、適正・妥当な議決になりますようお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

ここで、町長からの発言の申出がっておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第3回津奈木町議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様におかれましては、全員お元気にて本定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年は地球温暖化の影響か、連日猛暑日が続いており、全国各地で最高気温の更新が見受けられます。30年前は年平均67人を数えた熱中症の死亡者数を昨年までの3年間の平均で1,223人と、実に18倍となっています。猛暑で外出を控えるせいで運動不足になり、症状が悪化する糖尿病患者の数も増加しているそうです。

エルニーニョ現象で9月、10月も暑いままで、日本から四季が消えると唱える学者も多くお

り、世界的な脱炭素社会の実現を真剣に取り組む段階に来ていると肌で感じているところです。

また、海水温上昇の影響で、昨年に続き懸念しておりました赤潮が再び発生しました。本町と天草市、そして上天草市の養殖業者に被害が出ており、県の間接発表によりますと、被害額も3市町で11億円に上ります。

去る9月4日には蒲島知事に直接お会いして要望してまいりましたが、3年連続して発生している赤潮被害、今後も続くことを想定して、国や県の抜本的な対策を望むものです。今回、被害を受けられた皆様に対しましては、心よりお見舞い申し上げたいと思います。

さて、本定例会に上程致しました案件は、令和5年度補正予算をはじめ、条例改正、人事案件等でございます。

また、令和4年度の決算書が出来上がりましたので、監査委員の意見書を付して御認定を求めらるものでございます。

長い会期となると思いますが、慎重なる御審議をお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（柳迫 好則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番、宮嶋弘行君、6番、本山真吾君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（柳迫 好則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきで開催されました議会運営委員会において、本日から9月22日までの15日間との答申を頂いております。よって、本日から9月22日までの15日間と致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの15日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（柳迫 好則君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6月14日から15日までの2日間、第2回定例会を開催。

6月15日、議会全員協議会を開催。

7月7日、水俣芦北広域行政事務組合議会臨時会が水俣芦北広域行政事務組合多目的ホールで開催され、議長、副議長出席。

7月28日から29日かけて、水俣芦北地域振興協議会前期要望活動が関係省庁並びに県選出国會議員に対して行われ、議長出席。

8月8日、熊本県町村議会議長会第2回理事会が正副議長室にてリモート会議により開催され、議長出席。

8月22日、熊本県町村議会議長会正副議長研修会が熊本県市町村自治会館で開催され、議長、副議長出席。

9月1日、議会運営委員会を開催。また代表監査委員より、7月から8月にかけて実施されました例月出納検査の結果、並びに令和4年度決算に係る審査結果の報告がっております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．承認第9号 令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（柳迫 好則君） 日程第4、承認第9号令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 承認第9号令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

この補正予算は、津奈木保育園の設備が雷の影響により使用不能となったため、復旧に係る費用を補正致しております。

歳出について御説明申し上げます。

民生費の児童福祉費で、引込開閉器盤更新工事に係る費用を計上致しております。

歳入について御説明申し上げます。

繰入金では、町有施設整備基金繰入金を増額致しております。歳入歳出補正総額は270万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,210万円と致しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

歳入6ページ、歳出7ページです。3番、大川貴哉君。

○議員（３番 大川 貴哉君） ３番、大川です。引込開閉器盤更新工事ということで、これは専決ということなんですけれども、こういった内容の工事であったのかを詳しい説明をお願いします。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 御説明致します。

こちらの工事は、津奈木保育園の外部の電線から保育園に電源を供給します引込開閉器盤というものがございます。こちらのほうが前日までの雷の影響と思われることが主な原因で、中身がまとめて使用不能となっておりました。これに伴いまして、給湯器や保育室の天井線も壊れておりましたので、こちらは雷が原因か分からないんですけれども、その配電盤のほうの故障と一緒に壊れましたので、そちらのほうを全て交換して、その間、工事期間中は電源が供給されませんので、保育を持続して行うために発電機２基を設置して、電気を供給しながら工事を行ったものでございます。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、承認第９号令和５年度津奈木町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第９号は承認することに決定されました。

日程第５．議案第３８号 令和５年度津奈木町一般会計補正予算（第５号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第５、議案第３８号令和５年度津奈木町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第３８号令和５年度津奈木町一般会計補正予算（第５号）について、御説明申し上げます。

歳出の主なものから御説明致します。

今回の補正予算は、職員の人事異動に伴い、人件費を組み替えし、前年度の事業費確定等に伴い返還金を計上致しております。

総務費の一般管理費では、サーバー室空調故障のため更新する費用を計上し、財産管理費では、土地開発基金繰入金を減額致しております。

民生費の社会福祉総務費では、前年度精算に伴い、介護保険事業特別会計繰出金を計上し、障害者福祉費では、更生医療給付費で支出見込みにより増額致しております。

農林水産業費の林業振興費では、森林整備事業委託料を減額し、森林境界確認用として備品購入費を計上、林道費では、令和5年7月3日豪雨被害に係る土砂撤去費を増額致しております。

土木費の土木総務費では、大手川2事業間連携砂防事業等の残土処理費で、残土処理場管理業務委託料を増額し、道路維持費では、町道辻線ほか、支障木伐採業務委託料を計上、道路新設改良費では、津奈木工業団地整備のため、町道津奈木工業団地線、これは仮称です——の測量設計及び地質調査業務委託料を計上、河川総務費では、復旧工法変更に伴い、京泊地区急傾斜地崩壊対策工事法面詳細設計業務委託料を計上し、津奈木工業団地付近用悪水路用地測量業務委託料、町原川護岸改修工事を計上致しております。

教育費の学校管理費では、老朽化により撤去した小学校防球ネットの再設置費用を計上し、学校建設費では、小学校の体育館屋根と大規模改修工事で外部足場の設計見直しや外壁面補修等の追加により増額、保健体育総務費では、子供たち向けのかけっこ教室開催に係る各種費用を計上致しております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

地方交付税では、普通交付税の決定に伴い増額致しております。

使用料及び手数料では、残土処理場使用料を増額致しております。

国庫支出金の民生費、国庫負担金では、更生医療負担金を増額し、交付額確定に伴い、前年度、子どものための教育・保育給付費負担金を計上、教育費国庫補助金では、小学校への看護師配置に係る教育支援体制整備事業補助金を計上致しております。

寄附金で、企業版ふるさと納税寄附金を計上致しております。

繰入金の特別会計繰入金では、宅地造成事業特別会計繰入金を減額し、前年度決算に伴い、介護保険事業特別会計繰入金を計上、基金繰入金では、財政調整基金繰入金を減額し、繰越金では、前年度繰越金の確定により増額致しております。

諸収入では、雑入で、前年度実績に伴い、熱帯果樹振興プロジェクト負担金返還金を計上し、子ども活動支援金を交付決定により計上致しております。

第2表、地方債補正は、津奈木工業団地（仮称）道路整備事業など2事業を追加致しております。

す。

歳入歳出補正総額は1億830万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億40万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は8ページから10ページ、歳出は11ページから17ページです。

歳出から質疑を行います。11ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 12ページ、13ページ。6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 6番、本山です。12を飛ばしまして13ページなんですけれども、農業振興費の中で12番の委託料です。金額はゼロでいわゆる予算の組替えだと思うんですが、つなぎFARM食堂実施業務委託料をマイナス75万6,000円。これをマイナスにしてパンフレット作成費業務委託料が同額の75万6,000円となっておりますけれども、このことについて説明をお願い致します。

○議長（柳迫 好則君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

本事業は、環境省の環境首都水俣芦北地域創造事業を活用し、農村環境の保全を図るために農業体験や環境学習、食のイベント、地域の魅力発信、安全・安心な食、商品開発等を行うものです。その中で当初計画としましては、食堂実施業務委託ということで環境に配慮して生産された食材を活用しての食のオンラインによるイベントを計画致しておりましたけれども、事業内容等について検証し、本事業を持続可能なものにするために、生産者の栽培方法についての周知等を図るためのパンフレット作成のほうに予算を組み替えるものです。

以上になります。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 今説明がありましたけれども、かなり業務の内容が違うと思うんですが、金額が同額というのはちょっと不自然ちゅうたらあれなんですけれども、実際にパンフレットの作成に75万6,000円かかるものなののでしょうか。過去もそのくらいかかっていたのか、ちょっと疑問だったものでお聞きします。

○議長（柳迫 好則君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

パンフレットにつきましても見積書を頂いておりまして、デザイン事務所のほうからの見積り

で、これに大体同額程度の費用が必要ということで予算を計上させていただいております。

以上になります。

○議長（柳迫 好則君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） それでは、14ページ、15ページ。4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 13ページ、お願いします。予防費の22償還金利子及び割引料で、前年度の新型コロナウイルスワクチン接種関連事業の返還金が259万8,000円計上されております。ワクチン接種については副作用が強い方等が多くおられるということで聞いてはおりますけれども、返還金が発生したということは予定した人数が減ったのかどうか、お伺いをしたいと思います。

また、接種者数等、分かれば教えていただければと思います。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えします。

新型コロナワクチンにつきましては、当初の1、2回目の接種率が90%を超えておりましたが、その後、追加接種追加接種ということで最大で5回ぐらい受けられた方がおられるかもしれませんが、だんだん接種率は下がっております。金額については、当初予算の1回目、2回目を受けられた方で見込んでおりましたので、その接種率が下がったことにより減額となっていると考えております。

接種者数については今ちょっと詳細な資料を持っておりませんので、後日お渡ししたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） それでは、14ページ、15ページ。4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 15ページ、道路新設改良費で、今回、津奈木工業団地線（仮称）測量設計業務委託料並びに地質調査業務委託料ということで4,950万円計上されております。この事業内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

今回、津奈木工業団地内に企業の進出が見込まれますので、団地内に進入するための町道、幅員が4メートル、施工延長が900メートルを整備するために今回、測量設計委託料と、道路部と橋梁部の地質調査をするための費用を計上しております。道路整備の中には900メートルと、あと隣接で水路がありますので水路の改修、それと干拓堤防線から取付けができるような橋梁を

1 か所整備をするための内容になっております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 4 番、新立啓介君。

○議員（4 番 新立 啓介君） 事業内容は大体分かりましたけれども、一つ気になったのが、幅員が4メートルということです。4メートルですと普通車の離合が徐行したらできますけれども、大型車等が入ってきた場合には多分、離合も難しいんじゃないかと思います。

これは管理道路と言われても、将来的には幹線道路になる可能性もあるんじゃないかということとを思っておりますので、この幅員については2車線道に改めるなどの検討が個人的には必要だと思いますので、そこら付近の検討も今後進めていただいて誘致企業が利用しやすいような整備を行っていただければと思います。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 16 ページ、17 ページ。3 番、大川貴哉君。

○議員（3 番 大川 貴哉君） 大川です。教育費、小学校費で、小学校防球ネット設置工事なんですけれども、これはどこのネットになりますか。

○議長（柳迫 好則君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） お答え致します。

このネットは、小学校のグラウンドの川沿いに設置してあった防球ネットが老朽化していたため、6月に撤去しています。このため、ボール等が川に落ちて危険なため、防球ネットを設置するものであります。延長85メートル、高さ1.8メートル、支柱8本ということでございます。

○議長（柳迫 好則君） ほかはありますか。4 番、新立啓介君。

○議員（4 番 新立 啓介君） 今のと同じく、学校建設費の体育館屋根等大規模改修工事についてですけれども、当初予算で5,352万3,000円を計上されております。内容的には、体育館の屋根と体育館の外壁と、体育館内の男女のトイレ改修等が予定をされておりました。本来、夏休み期間中に工事されるのが望ましいと考えておりましたけれど、夏休み前に入札をされたのか。

また、今回1,058万2,000円、2割ぐらい増額になっておりますけれども、その追加の内容等についてお伺いをしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

まず、入札をしたのかということにつきましては、7月26日に入札を予定していましたが、

町の建築の施工業者の中で２者と３者で組織する建築工事共同企業体２社を指名しまして行いましたが、その２社のほうから入札辞退届の提出がありましたので、今回、入札の不調ということで再度、設計書の内容を見直しております。その見直した内容が今回増額の金額となっております。

増額の内容につきましては、主な内容としましては、１つ目が、外部足場で、公共建築数量積算基準に基づいて計画数量を計上しておりました。現場をスムーズに進めるために、新たに施工性及び安全性に配慮した足場方式への数量に変更をしております。

２つ目が、屋根を撤去する際に木毛セメント板の撤去が出てきます。数量は目視確認により３分の１の屋根改修面積で算定をしておりましたが、建築後５０年も経過しておりますので、今後、撤去数量が増える可能性がありますので、２分の１の撤去面積を見込みとして数量を変更しております。

３つ目が、外壁面の補修で、劣化状況を把握するために足場等を使い、壁面を直近で行う目視及び壁をたたいて確認する打診調査を行います。その結果により補修工法を検討することになっておりましたので、それに基づく補修費を見込みとして追加しております。

以上が、主な増額の内容となっております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほかに歳出での質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。８ページ、９ページ。５番、宮嶋弘行君。

○議員（５番 宮嶋 弘行君） ありがたいことで、８ページです、地方交付税。この決定額が４,５５１万６,０００円増えているということですので、これは町にとっても本当によいかあというのをすごく感じていますけれど、今回の補正の中にやっぱりもう一つこう考えられなかったのかというのが、物価高騰に対する町民への還元等は検討できなかったのかを伺いたと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） この普通交付税というのは年間を通して来ますので、これが増えたということじゃなくて配分が年何回、特別交付税が幾らということで、それを見込んで予算を組んでおりますので、一応、交付税で４,５００万円としていますけれど、トータル的に前年度と比較してちょっと減っているのかなということでございます。年間幾らになるのか大体、交付税として、こちらとしては予算の半分１５億円ぐらい見ておりますので、ちょっと少なくなっているのかなという感じです。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） それでは、10ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第2表、地方債補正に関する質疑を受けます。5ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号令和5年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第39号 令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第6、議案第39号令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第39号令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入では、主なもので、県支出金で、特別交付金を増額し、繰越金では、前年度繰越金の確定により増額致しております。

歳出では、総務費で、法改正に伴い、国民健康保険システム改修委託料を計上し、国民健康保険事業費納付金で一般被保険者医療給付費を増額致しております。

歳入歳出補正総額は1億6,510万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,500万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号令和5年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第40号 令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第7、議案第40号令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第40号令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入では、後期高齢者医療保険料で保険料額確定のため、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を減額し、繰越金では、前年度繰越金の確定により増額致しております。

歳出では、主なもので、広域連合納付金で被保険者保険料負担金を減額し、前年度決算に伴い、一般会計繰出金を増額致しております。

歳入歳出補正総額は250万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,750万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号令和5年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第41号 令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第8、議案第41号令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第41号令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入では、繰入金で、基金繰入金を減額し、繰越金では、前年度繰越金の確定により増額致しております。

歳出では、主なもので、総務費で簡易水道基金積立金を増額し、簡易水道事業費で漏水調査委託料を計上致しております。

歳入歳出補正総額は730万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,730万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号令和5年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決

します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第42号 令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第9、議案第42号令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第42号令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入では、主なもので、繰入金で、前年度決算に伴い、介護給付費繰入金を増額し、繰越金で、前年度繰越金の確定により増額致しております。

歳出では、保険給付費の各項目において、支出見込みにより増額し、諸支出金で前年度決算に伴い、一般会計繰出金を計上致しております。

歳入歳出補正総額は5,570万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,770万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入6ページ、歳出7ページ、8ページです。

歳出から質疑を行います。7ページ、8ページ、歳出での質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。6ページ、歳入での質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号令和5年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第43号 令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（柳迫 好則君） 日程第10、議案第43号令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第43号令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳出では、主なもので、総務費で、分譲地地盤改良補助金を計上し、一般会計繰出金を減額致しております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,300万円で変更はございません。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳出のみです。

歳出6ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号令和5年度津奈木町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第44号 つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定
について

○議長（柳迫 好則君） 日程第 1 1、議案第 4 4 号つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第 4 4 号つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

お試し住宅の運用開始に伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 6 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項を条例で定める必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 4 号つなぎ暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 4 号は原案のとおり可決しました。

日程第 1 2、議案第 4 5 号 津奈木町振興計画策定条例の一部改正について

○議長（柳迫 好則君） 日程第 1 2、議案第 4 5 号津奈木町振興計画策定条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第 4 5 号津奈木町振興計画策定条例の一部改正について、御説明申し上げます。

津奈木町振興計画の計画期間は、基本構想が 1 0 年、基本計画が 5 年、実施計画が 3 年と定めておりますが、社会情報の予測不能な変化により迅速に対応し、新たな課題や機会に素早く対処できるよう、期間設定を削除することで計画期間の柔軟性を確保し、町の成長と変化に適応した町政を可能とするため、本条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番、川野雄一君。

○議員（9番 川野 雄一君） 9番、川野です。今、町長から説明があったとおり、社会情勢に対応するために年数を設けないというふうに聞こえたんですが、振興計画の基本方針の中では、町の総合的かつ計画的町政の運営を図るため、振興計画を策定するということが書いてあります。振興計画は、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画を持ってやると。先ほどあったとおり、基本構想は10年、基本計画が前期5年・後期5年、実施計画が3年ということでございます。

職員も多分、今まではそれを目安にしてその将来を描いてきたということで、それに伴っていろんな財政計画、そしてまた福祉関係の計画も対応していると私は思っております。しかし、それを設けなくて変化に対応できるということでございますので、本当にその計画を本年度からまた策定し直すと、10年。その辺は基本構想、基本計画、実施計画をどのような年数を持ってやるのか、お伺いを致します。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

まず、近年の社会情勢というのが本当に予測が難しく、また変化も速く、これに迅速に柔軟に対応するためには、これまでの基本構想の計画期間10年、これでは将来ビジョンとしては長過ぎるのではないかとということで、見通しの利く計画期間8年に見直していくという計画にしております。これに伴いまして、基本計画も今、前期・後期それぞれ5年ですけれども、これを4年にしたいと考えております。

また、計画期間は首長の任期4年、就任の時期に合わせて、これにリンクさせることで首長の掲げるマニフェストですとか、重点施策をより反映させられるような計画にしたいというふうに考えております。そのため、第10期計画で調整を図りながら次期計画から、その基本構想8年へと移行していく考えでございます。

計画期間の見直しにつきましては、先ほど川野議員がおっしゃったように、明確にする必要があるのではないかと。条例に残す必要も検討をしたわけなんですけれども、現在、条例の定めている期間、これが県内の自治体はどうなっているのかというのを確認しましたところ、検索できました自治体が17自治体で、ほとんどの自治体はその期間設定を行っておりませんでした。こういった状況も踏まえまして、本町も同じような同様の改正を行っているものです。

御心配の期間設定につきましては、具体的な策定方針を都度、定めてまいりますので、その中で定めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 9 番、川野雄一君。

○議員（9 番 川野 雄一君） 9 番、川野です。今、説明を聞いて安心を致しました、設定はするということで。ただ、条例にはその年数は入れないということだと今、解釈を致しました。

しかし、今、職員の中にもう今年つくると。住民アンケート等も出してありますね、600名ぐらいに。なかなか分かりやすいか分かりにくい、アンケートでございますが、もらった人は「分からない」という人がほとんどでございました。そのような中で、もうこれは大事ですね、今から。

町長もおられますが、職員が津奈木の将来をどうするかというのを、この策定をするわけですからね。その辺について、管理職会議、班長会議、職員の今のこの計画変更をどのような方法で周知をしているのか。今からされるのか、お伺いを致します。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

今回の振興計画の策定方針というのはもう定めておりまして、5月に町長協議も済ませたところで、この方針の期間設定も検討を致しております。

庁内の組織としましては、庁内計画策定会議ということで管理職が入った会議と、それから庁内のワーキング会議ということで各班長が入って、それぞれの分野ごとの計画を組み立てていくということで実施を致しております。

6月の第1回会議で管理職会議の終わった後に、その策定会議を実施しておりまして、そして7月には班長会議の中で、先ほど御説明しましたような内容を各班長に説明を致しているところです。

現在、住民アンケートも600名ほどに通知を致しまして、ネット上でも回答がどなたでもできるような状態でアンケートを集計しているところで、第2回の策定会議やワーキング会議を9月のそのアンケートの内容を踏まえて、また実施を予定しております。

策定審議会の委員の皆様にも、9月に第1回会議でこういう策定を行っているというような状況をお話をさせていただいて、大体年間3回ぐらいの計画をしておりますけれども、議会へも中間報告ということで12月の議会に向けて今、取りまとめをしているところでございます。最終的には、3月の議会で最終報告をさせていただきたいと思っております。

簡単ですけれども、以上です。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４５号津奈木町振興計画策定条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４５号は原案のとおり可決しました。

日程第１３．議案第４６号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（柳迫 好則君） 日程第１３、議案第４６号津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第４６号津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新型インフルエンザ等対策に派遣された職員に対し、支給する手当の名称に改正が行われたため、本条例を改正する必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４６号津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４６号は原案のとおり可決しました。

日程第 1 4、議案第 4 7 号 津奈木町奨学金貸付条例の一部改正について

○議長（柳迫 好則君） 日程第 1 4、議案第 4 7 号津奈木町奨学金貸付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第 4 7 号津奈木町奨学金貸付条例の一部改正について、御説明申し上げます。

学費を含む物価高騰等による家計への負担軽減及び新たな免除制度、いわゆる給付型奨学金を創設することにより、子育て支援及び定住促進を図るため、本条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6 番、本山真吾君。

○議員（6 番 本山 真吾君） 6 番、本山です。質問を致します。

私が過去において、鹿児島県長島町の事例としまして、ぶり奨学金ということで、それは官民一体となってやった事例があるんですけれども、町内に戻ってきた場合には奨学金の全額を免除するかなのような質問をした覚えがあります。

今回、この奨学金の条例の一部改正ということで、増額と返済期限の延長並びに特典で住民税分を免除するというようなことは大変喜ばしいことだと思いますが、もう少し特典のほうを例えば半額ぐらいというか、もうちょっと増額するようなことはできないものなのでしょうか。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） これも議論をある程度しまして、今の範囲でお願いをしたいということで、半額あるいは全額とか、いろいろ討論はあると思いますけれども、今のところはこれで行きたいということで考えております。

○議長（柳迫 好則君） 6 番、本山真吾君。

○議員（6 番 本山 真吾君） 勉強会のときに内部資料といいますか、議員に配られた資料の中で、奨学生が学校を卒業後に地元に戻る人間が少なく、半数以上が町外へ移住している。このため、優秀な人材を津奈木町に残ってもらうために給付型奨学金制度を新設するという感じで、ここで最後のほうに町の人口も増えることで普通交付税の基礎数値が国勢調査の人口が増えて、普通交付税が 1 人当たり 3 0 万円の増額となっておりますので。それを考えますと、もうちょっと住民税分じゃなくて増額していてもいいんじゃないかと思うんですけれども、ぜひその検討をしていただきたいと思う次第です。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 要望という形で聞きたいというふうに思っております。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 関連ではございますけれども、今回の返還の免除については、住民税相当額ということで実際、農業等をされている方なんかはほとんど非課税世帯じゃないかというふうに感じておりますけれども。

そういった方々も今回の提案理由を見ますと、子育て支援、定住促進ということで、子育て支援をメインとするならば実際、非課税の方は税金も納めておられませんので、その分で差はついておりますけれども、そういった部分ですよね。非課税ということは、それだけ所得が低いということでもありますので、子育て支援の部分でいきますと、そういう方々にも何かの恩恵が受けられるようなことができないか、今後検討していただきたいというふうに思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 御意見として伺っておきたいというふうに思います。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 5番、宮嶋です。関連になりますけれども、今回のこの奨学金の問題は非常によい内容ではあるというのが、私としてはすごくうれしく思っているところなんです。

基本的にやっぱり借りる側、借りる側がどういうその、前回説明があったのは、結果的に借りる件数がだんだん減ってきたと。前年度も2件ぐらいしかなかったというような話を伺っています。そういうその借りる側がやっぱり何か隔たりというか、支障を感じているんじゃないかなというのすごく感じますので、よかったら、どういうところが借りにくいのか、どうやったら借りやすいのか、そういうこともしっかりと伺いを立てながら、その中でまた新たにこういう受入れの体制をつくっていただきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 今の宮嶋議員のことに御回答致します。

そういった意向調査といいますか、そういったものについては、いろいろこういった条例とか、いろいろなものを変える場合には調査いたしますので、今後も調査を検討していきたいというふうには思っております。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４７号津奈木町奨学金貸付条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決しました。

日程第１５．議案第４８号 津奈木町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

○議長（柳迫 好則君） 日程第１５、議案第４８号津奈木町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第４８号津奈木町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。

道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）の一部改正により、自転車通行帯が新たに規定されたことに伴い、津奈木町が管理する町道においても、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる自転車通行帯を新たに規定し、自転車通行空間の確保を推進するため、本条例を改正する必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４８号津奈木町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４８号は原案のとおり可決しました。

日程第 16. 議案第 49 号 津奈木町漁港管理条例の一部改正について

○議長（柳迫 好則君） 日程第 16、議案第 49 号津奈木町漁港管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第 49 号津奈木町漁港管理条例の一部改正について、御説明申し上げます。

模範漁港管理規程例の一部改正により、漁港施設の占用期間が延長され、津奈木町においても漁港施設の有効活用を図るため、本条例を改正する必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 49 号津奈木町漁港管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決しました。

日程第 17. 認定第 1 号 令和 4 年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18. 認定第 2 号 令和 4 年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19. 認定第 3 号 令和 4 年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 20. 認定第 4 号 令和 4 年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 21. 認定第 5 号 令和 4 年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 22. 認定第 6 号 令和 4 年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

日程第 2 3. 認定第 7 号 令和 4 年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

○議長（柳迫 好則君） 日程第 1 7、認定第 1 号令和 4 年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 2 3、認定第 7 号令和 4 年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、さきの議会運営委員会で所管の常任委員会へ付託する旨の答申がっておりますので、一括議題と致したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 1 7、認定第 1 号から日程第 2 3、認定第 7 号までの 7 議案は一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま一括議題としました議案について、会議規則第 3 5 条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。日程第 1 7、認定第 1 号から日程第 2 3、認定第 7 号までの 7 議案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 1 7、認定第 1 号から日程第 2 3、認定第 7 号までの 7 議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。各常任委員会におきましては、慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

日程第 2 4. 同意第 1 1 号 津奈木町教育委員会委員の任命の同意について

○議長（柳迫 好則君） 日程第 2 4、同意第 1 1 号津奈木町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 同意第 1 1 号津奈木町教育委員会委員の任命の同意について、御説明申し上げます。

教育委員の林田雄二氏が、本年 1 0 月 3 1 日で任期満了することに伴い、引き続き委員をお願いするものでございます。林田委員は、2 期 8 年、教育委員として本町の教育行政に精通されて

おり適任でございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 11 号津奈木町教育委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 挙手多数です。したがって、同意第 11 号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 25. 報告第 5 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（柳迫 好則君） 日程第 25、報告第 5 号令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 報告第 5 号令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を添えて報告致します。

まず、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額がなく、また将来負担比率も算出されない結果となっております。実質公債費比率につきましては、前年度 2.6 % から 2.9 % と増加致しております。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、簡易水道事業及び宅地造成事業共に資金不足がない結果となっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第5号を終わります。

日程第26．報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（柳迫 好則君） 日程第26、報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告についてを御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和4年度事業に係る教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価結果を、別冊のとおり報告いたします。

どうぞよろしくお願い致します。

○議長（柳迫 好則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第6号を終わります。

日程第27．報告第7号 一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（柳迫 好則君） 日程第27、報告第7号一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 報告第7号一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について、御説明申し上げます。

地方自治法第221条第3項の法人について、同法第243条の3第2項の規定により、所要の書類を議会に提出するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第7号を終わります。

日程第28．報告第8号 専決処分事項の報告について

○議長（柳迫 好則君） 日程第28、報告第8号専決処分事項の報告についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 報告第8号専決処分事項の報告について、御説明申し上げます。

令和5年6月22日に津奈木郵便局周辺の除草作業中、津奈木郵便局職員駐車場に駐車中の相手方車両に飛び石が当たり、ドアウインドーガラス及びドアパネルなどを破損したため、その損害賠償額及び和解をする必要がありましたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償額が100万円以下でしたので専決処分を行ったものでございます。このため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番、川野雄一君。

○議員（9番 川野 雄一君） 9番、川野です。このような事例が前にもあったように思います。

続いておりますので、町はどのような対策を取っておられるのか、お伺い致します。

○議長（柳迫 好則君） 総務課長、財部大介君。

○総務課長（財部 大介君） お答えします。

本件につきましては、町で雇入れを行っております有償ボランティアの方が道路の除草作業に当たられる際に草刈り機、こちらで石を跳ねたということなんですが、平場ですと1人はコンパネ等を持って飛び石がないような状態でできますが、たまたまここが道路の土羽というよう状況でしたので、そういった作業ができません関係でこういった事故が発生しておりますので、ボランティアの方々にはくれぐれもこういったことがないように周辺に注意をしながら、配慮をして除草作業に当たるようにということで指示をしたところでございます。

○議長（柳迫 好則君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第8号を終わります。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時17分散会

令和5年 第3回(定例)津 奈 木 町 議 会 会 議 録(第2日)

令和5年9月19日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和5年9月19日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 林田 廣美君	2番 平野 和信君
3番 大川 貴哉君	4番 新立 啓介君
5番 宮嶋 弘行君	6番 本山 真吾君
7番 澤井 静代君	8番 久村 昌司君
9番 川野 雄一君	10番 柳迫 好則君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	財部 大介君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	諫山 吉光君
ほけん福祉課長	葦浦 祐一君	教育課長	永松 伸也君
会計課長	岡松 辰哉君		

令和5年第3回定例会

一般質問通告表（令和5年9月19日（火）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	本山 真吾	①国道3号線の雑草管理について	①近年、国道3号線の雑草が著しく繁殖しており、一部の歩道については、景観上の悪化と、歩行者への危険度が増していると思われる。また、小中学生の通学時、雑草が道端に生えているような状態では、教育上もおもわしくないと思われる。 住みたくなる町づくり、観光振興の政策の一環として考えると、町が積極的に関与し、除草作業に努めることはできないか。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②公営塾の開設について	①令和5年6月1日の信州大学比較教育学研究室の発表によると、全国1718の自治体のうち、約1割の自治体で公営塾が開設されているとのことだが、当然、民間による学習塾経営が困難なことから、自治体自らが運営してるわけだが、民間塾と合わせ、塾が存在する自治体の割合はさらに高くなると思われる。さらに、文部科学省令和3年度子どもの学習費調査によると公立中学に通う子供の通塾率は70.4%である。それを踏まえ、子ども、子育ての観点から、公営塾の開設について考えを伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
2	新立 啓介	①企業誘致について	①平国小学校跡地利活用でサテライトオフィス棟の整備状況はどのようになっているのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②令和6年度には運用を開始したいとのことであったが、誘致企業は決まっているのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			③津奈木工業団地は支障木伐採が完了し、今回、道路整備のための関連予算が計上されている。企業誘致に必要な環境整備はこれで整うのか。	町 長 及 び 担 当 課 長

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			④本町は水資源に乏しいため、企業誘致も水を使用しない倉庫業などが想定されるが、現時点で進出企業の予定はあるのか。	町長 及び 担当課長
3	宮嶋 弘行	①さくら団地分譲について	①さくら団地分譲がホームページやチラシ等で案内されている内容で、令和2年豪雨災害で住居被害の被災者に対し、分譲地50%割引販売が案内されているが、被災者から申込はあったのか。	町長 及び 担当課長
			②町の特別警戒区域（レッドゾーン）の対象件数は、何件あるのか。また、このレッドゾーンに該当する世帯は、割引販売の対象にならないのか。	町長 及び 担当課長
		②医療用かつらの支援について	①医療用かつらは、全国の自治体で支援事業補助として増加傾向にある。がん治療における薬の副作用で頭髪等が抜けていくため、病と闘うにも精神的、経済的にも負担が大きく、心理的負担の軽減、療養生活や社会参加を促進し安心して過ごしていただくために、支援できないか。	町長 及び 担当課長
		③入魂の宿について	①本年6月にモニター宿泊を実施されているが、利用実績と今後の展望を伺います。	町長 及び 担当課長

午前10時00分開議

○議長（柳迫 好則君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（柳迫 好則君） 日程第1、一般質問を行います。

3名の方から質問通告を受けております。質問及び答弁時間は1名につき60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願い致します。

また、執行部も明快かつ簡潔な御答弁をお願い致します。

本日の質問順番をお知らせします。1番、6番、本山真吾君、2番、4番、新立啓介君、3番、5番、宮嶋弘行君の順番とします。

まず最初に、6番、本山真吾君の質問を許します。6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 6番、本山真吾でございます。皆さん、おはようございます。日照りが続きまして、非常に乾燥した状態になっておりましたけれども、昨日、おとといですかね、適度な雨が降って、農家の皆様もまた町民の皆様も、そして草木も喜んでいるような状態であります。非常に喜ばしいことじゃないかと思っております。

一般質問に入るわけですが、いつものとおり、地方自治法第1条の2には、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする旨と記載されています。本日の私の一般質問は、今回も、町民目線に立った立場で、事業の内容が福祉の増進となっているのかを主として、通告書に沿って質問を致します。

それでは、議長の了解を得まして、順次質問をさせていただきます。

まず、一番最初に、国道3号、通称国道3号線の雑草管理についてお伺いをしたいと思います。

近年、国道3号、通称国道3号線の雑草が著しく繁殖しており、一部歩道については、景観上の悪化と歩行者への危険度が増しているように思います。また、小中学生の通学時、雑草が道端に生えているような状態では教育上も思わしくないと思います。

住みたくなるまちづくり、観光振興の政策の一環として考えると、我が町が積極的に関与し、除草作業に努めることはできないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

国道3号線の除草管理については、国土交通省八代維持出張所が管理していますので、問合せを行いました。

八代維持出張所では、国道3号線の宇城市から水俣市までの区間、総延長84.3キロメートルを維持管理しております。道路除草について、年1回の全面除草と建築限界や視距が確保できていない箇所を、必要に応じて部分的に除草を実施しています。

津奈木町における令和4年度の除草対応は、年1回の定期的な除草を9月から11月にかけて実施をしています。また、巡回により確認された箇所の除草作業や除草剤による散布を4月から11月までの期間に14回実施されています。しかし、管理延長が長く、限られた予算内での対応に苦慮しており、管内でも毎年除草に関する行政相談を多くいただいているのが実情です。

こうした実情を踏まえ、これまで以上に効率的かつ効果的な除草を検討するとともに、沿線自治体と連携をしながら柔軟に対応していきたいと回答をいただいております。

町が積極的に関与して除草作業を進めることについては、国道3号線は国土交通省が管理することになっていますので、除草についても御利用される住民から要望がありましたら随時要望をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 今お答えいただきました。意外と国土交通省も回数はしているのだというのが率直な感想です。9月から11月に除草をするということでやっている。また、年14回ほどですか、見回りとかそういうのを兼ねてやっておられるのだと思いますけれども、基本、課長がおっしゃったとおり、国道の管理は国土交通省が行うのが当然であります。しかしながら、現状では町民や町外の来訪者の目線で見るとき問題があると思います。

国道の清掃や管理は、国土交通省が行うのは当然ですが、限られた予算やスケジュールの中では、観光振興や住民の満足できるレベルに管理することは困難であろうかと思うところです。

先日ですね、この質問をするに当たって、個人で津奈木トンネルから水俣市との境まで、中園ですかね。まで軽トラックに乗って距離を測ってみました。実際に測ってみますと7キロちょっとの距離となります。人間の歩行速度は時速4キロとされているので、2時間内で端から端まで行くことになるかと思います。

そこで、提案といいますか、実は、数年前から私の家の前ですね、竹中地区ですけれども、スポット的な除草剤を使った清掃を心がけるようにしております。大体年3回ほど今やっておりますけれども、基本的には草丈が10センチ以内ぐらいのときにかけるというような感じで、1回の作業がほとんど10分もかからないような状態です。10分がかからないというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、かなりの短時間で終わるような状態です。

そこで、除草の方法はいろいろありますが、背負い式動噴を背負って除草剤を使用して、スポット散布を行うと、1人1日で十分終わるような内容ではないかと思います。仮に、もう一回、

年4回実施で両端の歩道を散布するとしても、年間十数万の予算で十分解決する非常に費用対効果が高い作業になるかと思います。

歩道は、日常に欠かせないものです。特に、高齢者が使用するシニアカーと呼ばれる電動車椅子使用や子供の通学路としての機能を考えると、本来、道路が持つ役割を理解して、維持管理つまりメンテナンスを日頃から行うことが重要ではないかと思います。

このことについて、もっと積極的に町が関わることはできないものではないかをお伺いしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） 国道3号線は町道と比べますと車両が多種で交通量も多い路線です。作業をするに当たりましては、安全性に配慮した安全対策等が必要になり、多額の費用が必要となりますので、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 今、現時点では考えていないということで、予算も多額だということではありますが、私が申しますのは、歩道のことですね。車両が通行するところの一部津奈木トンネルの入り口付近は、道路の境目というんですか、往復道路の真ん中の中央分離帯にカヤなどの雑草が生えていますけれども、もちろんそれは、ちょっとするには非常に困難な作業であります。歩道の使用に関しましては、日常的に使うところであり、かつ草払い機とかを使いますと飛び石の問題とか出てきますけれども、一つのやり方として、除草剤使用で背負い式動噴のような形をすれば歩行で行けると。いろいろ除草剤もありますけれども、今、環境と安全に配慮したものがほとんどですので、非常に効果的に行われるのではないかと思っております。ぜひ検討の方をしていただきたいと思います。と思っております。

できれば、ここで町長の御見解を伺えればと思いますが、よろしくお願い致します。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 町としては、国交省の所管の道路歩道、これをするということはまず管轄違いということで、予算をそこにつぎ込むということはまずできないというふうに思います。

ただ、単にボランティアでですね、前、大泊で松田さんという方がいらっしやいまして、自主的にいろんな除草をされた方がいらっしやいます。そしてまた、各地区でも、ボランティアでやられているところがあります。それはすばらしいことだろうというふうに思います。

管轄は管轄でお願いしながら、国交省にお願いする分はお願いする分、ボランティアで活動されてもいいのかなというふうに思います。

また、国道だけではなくてですね、県道でもそういうボランティアの方がかなりいらっしやい

ます。私は知ってますので、そういう方もいらっしゃると思いますので、そういうのはどんどん続けてほしいというふうに思っておるところでございます。

○議長（柳迫 好則君） 6 番、本山真吾君。

○議員（6 番 本山 真吾君） 管轄のことを申されましたけれども、まず、それは年に 1 回ほど、言い方が悪いですけど、国交省の場合には恐らく年に 1 回ほどの除草作業をすればいいのではないかな。また、予算の関係上、それが限界と思っているのかなと思うのが現状だと思います。

7 月の終わりにですね、機会がありまして知覧の方に行ってまいりました。鹿児島県の知覧は、皆さん御存じのとおり、さきの第二次世界大戦ですね、大東亜戦争もしくは太平洋戦争の中、終戦間際まで若い多くの人たちが自分の命をかけてですね、国を守った、まさに特攻の基地というような形であります。

そこで、前々から行きたかったこともありますけれども、町並みも見たいなということで行ってまいりました。すると、知覧にはですね、国道は通っておりませんが、県道が通っております。今、ちょっとメモしてなかったんであれなんですけれども、旧知覧町ですね、があるところに走っている道は、雑草がほとんど生えてないような、きれいに管理をされております。また、もちろん平和公園があるんですけれども、平和公園内も業者の方がきれいに掃除、清掃、そして除草作業ですね、して草木が 1 本も生えてない、草木というか、雑草が生えてないような状態できれいな管理をされております。

観光という言い方もあれかもしれませんが、人が訪れるように出迎えるためには、やはり日常から身の回りをきれいにしておくとか、うちのまちにしてみれば、やはり国道はですね、町民がいつも通るところではありますし、またよそから来られた方も一番目がつくところです。ほかの町村に対しましても、見かけますと、実際は似たような状況のところが多いです。ただし、やはり苦役でですね道路愛護作業ですか、をお盆前に 7 月 20 日ぐらいから後半にかけて、各地区で、町道ないしは県道の一部など、生活道はみんなで除草作業をしておりますけれども、お盆を迎え、御先祖様ですね、が家に戻ってくるというような状態の中で、一つの区切りとしてお盆前にきれいにするというのは日本人としてすごく当たり前のことではないかと思っております。

そのことを踏まえですね、やはり 3 号線の雑草は特にひどい状態が見受けられますので、雑草どころかですね、雑木が一部生えているような状態も見受けられます。歩道に関しまして、雑草によりですね荒れた路面になってしまった歩道も見受けられます。ぜひ、ここは一つ考えを改めていただいて、町自ら、我がまち津奈木を守る意味を込めまして、積極的に事業化に取り組んでいただきたいなと思います。

そして、この質問では最後の提案というような形になりますけれども、国土交通省では調べましたところ、ボランティアサポートクラブプログラムということを推進しているようです。これ

は、先ほど言いましたように、国土交通省の限られた予算とかですね、実効力を加味しまして、アメリカの方で育った我が町をボランティアの手によってきれいにしようというような動きだそうです。

地域の企業の皆さんや地域の人に、道路の美化作業に参加していただき、皆さんとともに快適な道づくりを進めますということで、道路を慈しみ、住んでいるところをきれいにしたいという自然な気持ちを形にあるものにしようと考え出されたそうです。

道をきれいにしようという活動から始まって、地域コミュニティの活性化が期待できますということで説明をしてありますので、それを踏まえて考えていただきたい。できれば、津奈木町は高齢化が進んでいる状態で、地域を支える若い人たちもそれぞれ仕事を持っていたりしてですね、余裕がない状態が結構あります。きれいになっているところをまたさらにきれいにという意味ではなくて、目につくところでどうしても地域の人が、いや町民のボランティアによる活動がですねどうしてもできないところなどは、有償ボランティアさんですか、町が持っている。が積極的に関与するのがいいのではないかと思いますので、これは来年度に向けての検討議題ということで、検討をしていただきたい、要望をしておきたいと思います。

結論は、そういうところで、今日はとどめておきます。

そしたら、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

公営塾の開設について質問を致します。

今回も取り上げました公営塾に関する質問は、私は過去に2回、一般質問をしています。1回目は2020年6月の、令和2年第2回定例会において、鹿児島県肝属郡錦江町の錦江町未来寺小屋塾を例にして、子育て政策の一環として公営塾の必要性を訴えました。

2回目は、2021年12月、令和3年第4回定例会で、新型コロナの影響による子供たちの学習環境の急激な変化から、公民館にWi-Fi設置の重要性を訴え、文化センターなどで集中して勉強できる環境を提供することができないか。そして、全国的にも7割の公立中学生が通っているという文部科学省のデータから、再び公営塾の必要性を訴え、都市部との教育格差をなくすことで——親の立場から、子育て環境の充実を図り、安心して子育てができるようにすべきではないかと質問をしました。

本日、再び3回目の質問をさせていただきます。本題ですが、令和5年6月1日の信州大学比較教育学研究室的発表によりますと、全国170の自治体が公営塾を開設しているそうです。約1割の自治体で公営塾が開設されています。当然、民間による学習塾の経営が困難なことから、自治体自ら運営していると思われます。民間塾と合わせ、塾が存在している自治体の割合はさらに高くなると考えられます。

さらに、お手元に配付しましたA3の文部科学省令和3年子どもの学習費調査によりますと、

下から3行目、その他の上に、学習塾費とあります。上の段に行きまして、公立中学校平均支出率パーセンテージがありまして、そのまま下に下りますと、学習塾費が70.4%、通塾率となります。これは一応申し上げておりますが、例えば夏休みの夏期講習ですね。それに塾が主催するお試しコーナーみたいな、お試し期間みたいな感じに、非常に手軽な金額で通うような場合も含まれるそうです。

そして、右側にそのままスライドしていきますと、第1学年、第2学年、第3学年、そして所在市町村の人口規模別ということで10万人未満から10万人以上、30人未満、30人以上100万人未満、100万人以上、特別区となっておりますが、人口の多い自治体ほど支出率は上昇傾向にあります。逆に、人口の少ない10万人未満では支出率は減っているような状態になります。人口の少ない田舎ほどやはり学習に関する教育環境がどうしても整っていないような状況、または通塾ですね、するような補学というんですか、をする環境下にはなかなか恵まれていないというのがこの調査書からも分かるかと思います。

それを踏まえて、子ども子育ての関連から、公設塾の開設について考えをお聞きしたいと思います。

前回、2回の一般質問で私の言いたいことはほぼほぼ言っておりますので、率直にその後の経過と今後はどのように思われているかというのを聞かせていただければと思います。

難しい。まあどちらでもよかです。では、すみません。暫時休憩をお願いします。

○議長（柳迫 好則君） 暫時休憩します。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（柳迫 好則君） 休憩前に引き続き、再開致します。

教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 担当課長となっておりますが、この問題については私が答えなければおかしいと思いますので、私の方で答えします。

検討したかどうかというよりも、私の気持ちを述べさせていただきたい。同じことかもしれませんが。この質問に関しては、令和2年6月議会で一般質問されておりますし、先ほどもう一回ありました。今回の質問は、町行政の長である町長に対する質問とも受け止められますが、前回のときも質問内容が教育行政と町行政にわたっていると受け止めて、教育行政を預かっている教育長の立場からお答えをしたいと思います。

前回もお話ししましたが、私は教育長として本町勤務の先生方に向かって、一貫して、本町に塾に通っている児童生徒はゼロではありませんが、ほとんどの児童生徒は学習に関して、広く言

えば教育に関して、先生方が頼りです。これは、保護者も地域の方々も同じで、先生方の教育指導に頼り、期待しています。先生方の頑張りは、即児童生徒の学習に反映します。ですから、先生方には情熱を持って教育に当たってほしいと思っています。子供たちもきっと先生方の指導に応えてくれると思いますというふうに私は話しております。

先日も、小中学校の先生方を前にして、「皆さんにお願いです。本町には一小一中しかありません。保護者や町民の先生方への期待は大きいです。教育委員会は皆さんを全面的に支えますので、思い切って子供たちのために頑張ってください」と話しました。

今、小中学校とも、先生方が教育効果を高めようとやる気満々の様子が見えます。今年から2年間、本町は熊本県教育委員会の道徳教育研究推進校事業の指定を受け、中学校を研究の核としながら、小学校と連携を取り合い、小中連携で本町の教育を推進していこうとしております。道徳教育のみならず、学力向上に向けても、小中学校の教員の交流や共同研究などを充実させていこうとの先生方の姿勢を教育委員会としてうれしく思っている次第です。

先生方のこれまで以上の熱意と意欲を感じている今、教育長として先生方の頑張りに期待し、教育委員会としても小中学校を支えようと強く思っているところです。

本山議員と私、子供たちの教育の向上を目指す気持ちは同じですが、公営塾開設の気持ちはありません。私は、教育長として、学校に、先生方に、全面的に本町の教育を期待し、学校教育の充実に努めたいと思っている次第です。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 大変詳しく説明をいただきましてありがとうございます。しかしながらですね、教育行政で学校教育中、教員の先生方が一生懸命生徒に対して御指導や勉強を教えるのはもう非常に感謝をしている次第ではありますけれども、教育行政の話で言ったら、親の立場から考えたときに、都市部と田舎の教育格差というのは実際に存在するものだと私は思います。

もちろん、学校教育の中でですね、決められた時間内、あるいは家に帰って自主的に勉強をする生徒が理想ではありますけれども、ところが、なかなか社会の流れというのはですね、それだけでは今の世の中では補えない部分もあるのではないかと考えております。

平成29年度からですね、実は本議会でも町の奨学金制度についての議案が出されておりましたけれども、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学に極めて困難のある学生等に対し、大学、短期大学及び専門学校への進学及び高等専門学校の4年次への進級を断念することがないように、進学または進級の後押しをすることを主たる目的として学資を給付するものとして、給付型奨学金がスタートしております。

これは、この後、さらにバージョンアップといいますか、充実した内容になっており——すみません。令和2年度からはしっかりとした進路への意識や進学意欲があれば家庭の経済状況にかかわらず大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるように、令和2年4月から、高等教育の修学支援制度をまたさらに拡充、そして、来年度の令和6年度からはですね、安心して子供を産み育てられるための奨学金制度の改正ということで、さらに教育未来創造会議ですか——の提言を受けまして、充実した奨学金制度を国はスタートさせております。

大学の授業料や入学金についても、学習意欲があり、試験に合格すればという条件が付きましても、条件が満たせば誰もが高等教育を受けるような環境になっております。

昔はですね、我々の頃は、やはり中学校を卒業してそのまま家庭の事情で就職をした友人といいますか、同級生もいます。今は、どちらかといえば、精神的な問題とかでですね学校に行きたくないといって学校に行かない子はいるかもしれませんが、今、一生懸命頑張って勉強をすればですね、道はかなり開けるような状態です。

そういう意味でも、都市部は親が競うようにしてですね、進学塾などに入学、入塾ですか、をさせ、利用活用をしているような状態だと聞きます。恐らく、今日来ている中学生あたりも、いところなりですね、親戚の人、あるいは機会があつて都市部の同じぐらいの年の子が何をしているかという機会もあるでしょう。かなり勉強のできる環境の差というのは存在するのではないかと私は強く思う次第です。

ぜひ、教育環境の改善ということで、一つ的手段としてではありますが、学習環境の環境、さらなる環境のですね補充をしていただきたいと思います。

具体的には、塾とはいいいましてもいろいろな塾もあるようです。公営塾もいろいろありますので、その辺は執行部の方に研究をしていただき、検討をしていただきですね、先に進めればいいのかと思います。

ちなみに、公営塾の仕事は、学校教育の方ではなくて社会教育の方に分類されているようです。ぜひ、前回言いましたように、文化センターあたりの、あれには条例にたしか中央公民館の条例も残っているようでしたので、使い方ではできないこともないだろうと私個人は思っております。ぜひ御検討の方をよろしくお願いをしたいと思います。

教育長からお話を聞きましたので、町長にお話をいただければと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 私も前回答弁したとおりですね、塾をという公営塾とかそういうのを質問されて、私はもう民間にできるものは民間にお願いし、民間のプロでありますことを利用した方がいんじゃないかというように答弁したというふうに思います。

また、学校教育と致しましても、先生たちというのは受験勉強をして、そして大学で勉強して、そしてまた教員の試験の勉強を受けられて、通って、そしてまた教員の採用試験にも通ってきておられます。非常に素晴らしい方がいっぱいおられます。これを利用しない手はないということで、町としては、そういう先生たちに補助する、支援する意味で、いろんなですねやり方もやっておりますし、また民営でしています英検とかあるいは漢検、あれは民間がやっている試験です。それも補助をしております。先生方も、津奈木町はそのほかにもですねいろんな支援をしております。非常に素晴らしいということを聞いておりますし、またALTにしても、これから外国といえますか、そういう社会が増えるだろうということで、ALTも2名、ずっと前は1名でしたけども、2名採用しております。

やはりですね、勉強というのは都会が、塾があるから都会がいいんだ、田舎は駄目だということじゃなくて、やはり蒲島知事が熊本県でおっしゃるとおり、学教には夢があるということをおっしゃっております。いろんな不遇な立場でも夢を持って努力すれば、努力した人にはまず勝てません。塾に行っても努力しないと駄目です。塾に行かなくても努力した人は勝ちます。勝ちますというか、非常にいい成績を残します。そういう素地を育てるのが学校教育だと私は思っております。

で、学校教育の先生をですね大いに、教育長が言いましたとおり、素晴らしい先生がいるんですから、それを利用させていただきたいというふうに思います。

また、校長先生ともお話する機会がありまして、放課後でもですね、今生徒はいろいろ学習しに来て、ここがどうなるんですかと聞きに来ると。今そういう人が増えていますということを聞いてますし、その点、学力といえますかね、学力はもうほとんど県平均、また全国レベルに今あるということをお聞きしておりますので、非常にやっぱり子供たちのやる気がまず一つ。プロの野球にしても、素振り1,000回と言いますとおり、何回も何回も基礎をやって、それで努力して初めて伸びるというふうに思います。塾に行けば学力が担保できるというような考えはちょっと私はなじまないという、世間的にはそうでしょうけど、やはり返すところは個人の努力だというふうに考えております。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 基本的には前回お答えいただいた内容とほとんど変わらないと思います。私的には、残念だなと思うわけでございます。

ちなみに、私が中学校のとき、中尾地区に数学塾がありまして、この中でも恐らく何人かの人は行かれた経験をお持ちかと思えますけれども、非常に今振り返りますと、農中先生が非常に熱心に教鞭を振るわれて、たしか週に1回か2回ぐらいだと思いますけれどもそのおかげで数学などは得意科目になった経験がございます。

片や、今私が中学校を卒業してから36年ぐらいなんですけれども、津奈木町内に塾は、公文塾はあるみたいなんですけれども、なかなかそういう補習をしてくれるような塾はまず存在してないんじゃないかというのが実情ではないでしょうか。

それと、先ほどから申しまわっているとおりですね、学校の先生は大いに学校の先生の仕事としてやっていただければいいんですけれども、親の立場、ここの津奈木町で住む親の立場からしてですね、恐らく受験を控えたお子さんを持つ、今日来ている生徒さんを持つ親の立場からすればですね、少し成績を上げるよう、もうちょっと頑張ることができないのかということで塾に通わせていけばなと思う人もいるかと思います。

過去、質問したときもですね、私一人の考えではなくて、同じ同世代で子供を持っている現役の中学生の母親2人とお話をし、その中でどうなのかということを詳しく聞いて、そして、やはりあった方がいいというような御意見をいただいた経験がございます。

それを踏まえて質問をしているわけなんですけれども、確実に地方と田舎ですね、田舎と都市部では教育の格差はあると思います。これは突き止めるとどこまでするのかという問題ではありますが、私がここで御提案をさせていただくのは、前からも申しまわっているとおり、子ども子育ての環境の充実の一環としてですね、ぜひ公営塾やあるいは公民館開放とか文化センターの一部部屋を開放するなどの具体的な策を講じていただいてですね、津奈木町は学習に対してこんなに力を入れているんだということを強く推し進めればいかがでしょうかと提案をしているわけでございます。

非常にですね、この問題というのはそもそも私がPTA会長をしているときに、八代でPTAの県の大会があったんですけれども、そのとき講演をされた松崎さんという映画監督の方が言われて、教育を題材とした「学校」という、たしか定時制の学校の題材だったんですけど、その人が言われたんですけれども教育とはですね、祈りだそうです。まさに、念じることしかできませんよというような話をお聞きしました。

ですから、結果がどうのこうのじゃなくて、今現在、子供たちが置かれている将来のことを思えばですね、高等教育を受ける機会がせつかくあるにもかかわらず、現実的には高校3年生、卒業したときに今まで蓄積された学力の差が試験に通って、その後の人生が大きく変わります。また、希望さえすれば経済的理由やいろいろな諸問題もかなり緩和して、自分が思う夢に向かっていく社会的なそういう環境も整っております。ここはぜひ公教育の公営塾も一つのオプションとして、考えていくべきではないかと思います。

お考えは言っても今の段階では変わらないと思いますので、これはまた、先ほどと同じように来年度の課題として、今日来ている中学校3年生には少し残念な部分もあるかと思いますが、この質問の続きはですね、今度のこども議会で中学生自ら、どうなのかということを質問し

ていただければありがたいなと思う次第でございます。

個人的には、近々のこども議会での中学生の質問も期待をしまして、本日のところは私の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（柳迫 好則君） よかですか。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 私の私見ですけど、今までも本山議員の私見といいますか、塾関係をこうあって、都会と田舎は違うよって話。でも、教育に関しては僕は違うというふうに思います。

それで、塾に行って高校に行くという、そういう焦点が当たっていると思います。私は、保護者からですね、あそこの高校に行って野球やりたい、あそこに行ってサッカーをやりたい、そういうこといっぱい耳に聞いている。それで一生懸命子供たちはやっておりますし、それで活躍もしておりますし、また一生懸命努力したことによってですね高校、高校って甲子園に行きたい、すると、野球しながら大学に行きたい。津奈木町にいますよ。東大に行った人もいる、野球しながら、高校で野球しながら。それは塾に行っていない。そういう方がいらっしゃるんで、さらに自信持っています。塾に行かなくて努力すればできます。それが自信になってですね、都会に卑下する必要はないというふうに私は思っています。頑張ってください。

○議長（柳迫 好則君） 6番、本山真吾君。

○議員（6番 本山 真吾君） 質問を終わろうと思ったんですけども、町長が言われたのでそのことについてお答えをしたい、お答えというか言いたいんですけど、もちろんですよ、もちろんスポーツで大学に行くとかそういうのは個人が思う夢であってそりゃ誰でもそうしていいわけですよ。ところが、環境が整っていないんじゃないんですかという話をしているわけです。スポーツをしていても塾に通っている子はいます。実際、私も大学はしませんでしたけれども、高校のときは進学のカラスに入って勉強はそれなりにしましたけれども、その時点でもかなりの子が予備校に通ったりはしていました。学校が終わってからですね。運動でする子は運動で大学に行くんですよ。

だけど、よくよく考えてみるとですよ、役場の試験だって試験じゃないですか。それにスポーツ枠がありますか。ないじゃないですか。だから学業は必然なんですよ。やはり漢字の書き取り、算数の答えの解き方、物理だ、科学だ、何だかんだと一般社会人として身につけなければいけない最低限のことを公立中学校までで行うわけですけども、その積み重ねが結局高等教育だとか、ひいては自分が野球をやりたいとかにも必ず役には立つと思うんですよ。決してマイナスではないと思います。塾をしても恐らく、公営塾をしてもこれは野球が好きな人が野球部に入るのと一緒に、勉強をしたい人が勉強する。そういう機会がないから町でどうにかできませんか。民間

がするのがいいんだというのであれば、民間の塾が開設したいように、例えば補助制度を組むとか、引っ張ってくるのにですね。それが行政の役割じゃないでしょうかと思うわけですよ。

ぜひこれは、なかなか考え方が相違しているというか、結論から言いますと、私は少し学問の方にもっと力を入れる。本人の努力、意識を改革して勉強してもらうのが一番いいんですけども、やはり環境がどうしてもその子の人生に関わってくる部分が大きいんじゃないかと非常に思うわけです。

多くの親も、今現在の日本の中でのそういう流れを見ると、決して公営塾が津奈木にできたからといって珍しいことじゃないと思うんですよ。トップランナーにはなりませんけれども、もう既にやるべきときが来てるんじゃないんですかということで御提案はさせていただきました。

結論は恐らく今日は出ないと思いますけれども、何遍も言いますが、こども議会の方で中学生自ら質問をしていただくことを期待致しまして、本日の質問は終わらせていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、6番、本山真吾君の質問を終わります。

○議長（柳迫 好則君） 次に、4番、新立啓介君の質問を許します。4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 皆さん、おはようございます。4番、新立啓介です。議長のお許しがありましたので、通告しましたとおり順次質問を致します。

暑さ寒さも彼岸までといいますが、明日は秋の彼岸入りです。朝夕は随分過ごしやすくなりました。しかしながら、日中はまだまだ残暑が厳しい日が続いております。皆様方も健康には留意され、この残暑を乗り切っていただきたいというふうに思っております。

それでは、質問の方に入ります。

本日は企業誘致関係についての質問でございます。

まず最初に、平国小学校跡地利活用事業について、外部改修工事が終わりましたから、現在、木育広場や交流体験広場などの整備が進められています。サテライトオフィス等は、昨年いただいた資料では、本年度末には工事が完了するということになっておりますが、現在の整備状況について伺いを致します。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

平国小学校の跡地利活用事業につきましては、第1期工事としまして、令和4年度繰越事業の分、こちらが木育広場、トイレ及びオイスターバルのデッキ工事等を現在実施しているところでございます。さらには、第2期工事としまして、調理体験室やアトリエ併設の交流体験広場、こ

ちらにも着手をしたところでございます。これらの校舎改修工事の整備につきましては、全て本年度内に完成する予定でございます。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 今整備をされている工事については、年度内に完了するというところで、最初のスケジュール、昨年度も今回の委員会の中でもいただきましたけれども、10月から入居希望募集をして、令和6年度から運用を開始したいということでありました。

現在、募集開始前ではありますけれども、問合せがあっているのか、また決まっている企業があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 問合せ等はあつてはございますけれども、まだ校舎改修工事、これ令和5年度中に完成見込みではありますけれども、現在進捗中でございまして、まだ終わりも見えておりませんので、入居募集につきましてはこれからということになります。よって、誘致企業、こちらはまだ決定はしておりません。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 問合せは何件かあっているということで、まだ誘致企業は決まっていないというお話でありました。

隣の芦北町においては、本町より先行して誘致活動またサテライトオフィスの整備を行い、サテライト計石とサテライト田浦、ともに8社が入居可能だそうですけれども、現在計石に6社、田浦に5社が入居し活動をされていると聞いております。16分の11ということで、あと5社ほどの余裕があるというふうに思っております。

新型コロナも、2類から5類に引き下げられ、企業もテレワークから出社勤務に変更される企業が増えております。新聞記事では、テレワークや在宅勤務がなくなると転職や離職を考えている人が増えているというような新聞記事の内容もありましたけれども、今後、企業が働き方改革によりまして、テレワーク、中でも多拠点型のサテライトオフィス導入企業が増えることを期待を致しております。

また、今整備中の入居可能4社程度を整備中でありますが、ここに津奈木町を選んでもらえる企業が増えることを願っておりますけれども、今、新型コロナも落ち着きを見せて、先ほど申しましたように出社勤務が増えているということでもありますので、今後、入居があるのかないのかということも私自身も心配をしておりますが、町長自らがトップセールスを行って、誘致活動を展開していただきたいと思っておりますけれども、そこら辺、町長どんなお考えでしょうか。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 誘致企業に関しましては、町長自ら県の企業誘致課とか相談しながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 県との連携とかそういった、待っているだけでは多分来ないと思いますので、どんどん売り込みをしていただいて、1社でも2社でも津奈木町に来ていただくように、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、平国小学校の跡地利活用では、環境首都事業の補助金を使って大部分やってもらえますけれども、この外部・内部改修で1億9,600万、これから予定をされている取付け道路関係で6,000万、2億5,600万の予算が投じられていきますので、費用対効果等を考えますと、入居がゼロだったというのはちょっと見苦しいかなと。

また、木育広場とかそういったものも整備をされますので、どんどん平国地区が盛り上がるようなことで、これからの展開をお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、次3番目の津奈木工業団地の方に入りたいと思います。

津奈木工業団地は、支障木の伐採が完了致しまして、今回の補正予算に道路整備事業関連予算が計上されております。

内容については、外周に幅員4メートル、延長が900メートルの管理道路を造るとの説明を受けましたけれども、何を管理する道路なのか。潮だまりですね、遊水池を管理するだけならもったいないなというふうに思っております。せっかく造るのであれば、進出企業も利用しやすいように、2車線の道路をつくるべきと考えます。

あと、令和2年7月豪雨では、町道男島線や男島1号線と、私が住んでおります男島団地内の道路等冠水して、車が通れないという状況がありました。工業団地の一部であるプロテックさん、ここも冠水をしていました。工業団地内の浸水被害対策、これは大丈夫なのか。誘致する以上は、町の責任として道路整備はもちろんでありますけれども、こういった浸水被害対策を行うべきと考えておりますけれども、誘致に必要なそういった環境整備はどう考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

津奈木工業団地の整備につきまして、今回の補正予算でも工業団地内への進入道路の新設、それからそれにかかります測量設計業務や地質調査、また用悪水路の用地測量等も委託料を計上しておりますところですが、今後の整備につきましては、設計に基づきまして工業団地内の道路の新設工事、これを次年度以降、複数年にかけて実施をしていく予定でございます。

また、進出企業があった場合、工業団地内のどこの用地を求めるかにもよるんですけども、製品を搬出します車両が出入りするアクセス道路ですとか、また共用部分にあります水道の引込み工事、こういった事業は必要になってくるだろうと考えております。

また、冠水被害の対策、こちら、周りに堆積しております土砂の撤去、これも併せて今回の進出道路の新設工事の中でやっていく予定にしております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 今回の道路整備等で冠水対策等も取られていくということであり、これはですね、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。

また、4番目の方にありますけれども、本町は、特に水資源が乏しい町であります。企業用地には水を使用しない倉庫業など、進出企業はあると思います。

現在、県内で今T SMCの進出を受けて、関連企業等、県北を中心に、進出が相次いでおり、規模拡大をする企業も増えております。県や熊本市、八代市も、今後、工業団地の整備を予定しているという自治体が増えております。しばらく半導体関連の企業進出は続くものと考えております。

本町も、熊本市や八代港まで大体1時間ぐらいで行きます。製品や材料の一時保管のための倉庫や、水を使わないで原料を製造する企業など、誘致しやすい地の利でもあると思っております。今、現在あります約5万平方メートルの土地がありますけれども、ここに二、三社は来てほしいなというふうに願っております。

2番目の質問でもしましたけれども、これも、待っているだけでは誘致企業は来ませんので、町長がトップセールスを行って、どんどん売り込みをしていていただきたいと考えておりますけれども、これについても、先ほどと同じような考え方だと思いますけれども、先ほどのサテライトオフィスとしますと、ここは広大な土地にそれなりの企業が入れるわけですから、そこら辺も念頭に、今後、町長の取組をお伺いしたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 町の津奈木工業団地、今、ずっと昔からある団地を、いわゆる測量して敷地を各、何、面積が要ると。今まで確定していません。用悪水路どこどこ、それと今度は道が幾ら、工業団地進出できる面積が幾ら、今度ははっきり致します。そこでどういう企業が来るのか、また先ほどお話し申し上げましたが、県の企業立地課とかですね、そこから、連携を取りながら、町としてもいろんな企業の誘致に努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（柳迫 好則君） 4番、新立啓介君。

○議員（4番 新立 啓介君） 今、県内では先ほど申しましたT SMCの進出を受けて、その関

連企業等がどんどん増えて、いい機会だと思っております。工場等が進出をすれば、雇用も増えるだろうし、また従業員の住宅整備等も必要になってきます。これらを見据えた政策も今後展開していただきたいというふうに思っております。

今回、企業誘致について質問しましたがけれども、県内はT SMCの進出で、関連産業の進出や既存工場の規模拡大など、主に県央、県北を中心に増えております。

また、地下水や排水処理、また交通渋滞などの問題も発生しておりますけれども、本町にとっても、この機会を捉えて、一社でも多く進出してくれることを願っておりますので、町長のこれからの頑張りを期待して、私の本日の質問を終わります。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、4番、新立啓介君の質問を終わります。

○議長（柳迫 好則君） ここで5分間休憩を致します。開始は11時10分から始めたいと思います。暫時休憩致します。

午前11時03分休憩

午前11時10分再開

○議長（柳迫 好則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、宮嶋弘行君の質問を許します。5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） おはようございます。5番、宮嶋弘行です。今日は、中学生の生徒さんが傍聴ということで、参考になるのかならないのか、ちょっと心配するところですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

議長のお許しがありましたので、通告しましたとおり、順次質問させていただきます。

今年は猛暑が非常にきつく、つらいものとなり、熱中症の患者が各地区で発生し、死者等も多数発生していました。また、水難事故も全国各地で、若者の命をのみ込んでいる悲しい事故が報道されています。

また、海外になりますけど、ハワイのマウイ島においては、大火災が発生し、大きな被災状況となっています。これも地球温暖化によるものと考えられます。私たちの日本国土の約7割が森林に覆われています。背中合わせの状況ですので、よそ事ではない危機感を感じています。

山田町政においては、昨年まで雨男と言われつつありましたが、今年は天候も恵まれ、町内のイベントは全て素晴らしい晴れとなりました。今後、先行きが明るく、元気なまちづくりが一層反映されることを願っています。また、9月、10月は台風の季節となります。山田パワーで影響がないように吹き返していただきたいと思っています。

それでは、最初の質問に入りますが、さくら団地の分譲について伺います。

①のさくら団地分譲がホームページやチラシ等で案内されている内容で、令和2年7月豪雨災害で、住居被害の被災者に対して分譲地50%割引販売が案内されています。被災者からの申し込みはあったのかを伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 総務課長、財部大介君。

○総務課長（財部 大介君） お答えします。

制度内容については、もう既に御承知だと思いますので、販売実績のみお答えします。1件の申込みがございまして、1区画販売を致しております。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） ただいま、1件あったということで、実績を報告していただきました。

さくら団地は61区画中22区画が埋まっています。あと残りが39区画が埋まっていない状況です。1件でも希望者があったことはPRすべき、大変喜ばしいことで、うれしく思っています。ほかにもいろんな補助対策を案内されていますので、少しずつでも完売できることを願っているところです。

ここで、私がここの案内チラシを見ているわけなんですけど、この中にまた別のいろんな補助を町としても検討されています。

まず1番目に、分譲地定住促進事業補助金というのを新築、または外構工事を町内業者が施行した場合、工事費の50%、上限70万円。

2番目に、子育て支援助成金。町外からの購入世帯で中学生以下の子どもが1人につき分譲価格に対し5%。

3番目が、複数区画購入助成金。複数区画購入する場合、分譲価格の合計に対して10%。

4番目が、合併処理浄化槽設置費補助金。5人槽層が39万円、7人槽が56万2,000円、10人槽が2世帯住宅81万8,000円。こういうふうに補助内容がうたってあります。その中にもいろいろと検討されていると思いますが、私の方では、次の②で、町の特別警戒区域（レッドゾーン）の対象件数は何件あるのかを伺いたいと思います。また、レッドゾーンに該当する世帯は、割引販売の対象にならないのかを伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 総務課長、財部大介君。

○総務課長（財部 大介君） 御質問の内容について確認したいと思いますが、特別警戒区域（レッドゾーン）といいますのは、熊本県指定の土砂災害特別警戒区域だと思います。こちらに該当する件数につきましては、建設課で把握しておりますので、建設課長からお答えさせていただきたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えをさせていただきます。

熊本県が指定している土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にある対象件数は、令和元年5月現在で231件ありました。平成27年に、町の土砂災害危険住宅移転促進事業補助金を支援することにより、平成29年度から5件の方が家を解体し、安全な場所に移転されましたので、現時点の件数は226件です。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 総務課長、財部大介君。

○総務課長（財部 大介君） 2番目の次の質問で、レッドゾーンに該当する世帯につきましては、割引販売の対象にならないのかという御質問も併せございましたので、そちらについてお答えさせていただきます。

この優遇措置につきましては、あくまでも、令和2年7月豪雨災害の被災者への生活再建、定住促進を目的としました優遇措置でございますので、対象とはなりません。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 今ですね、件数を伺ったわけなんですけど、231件と、すごい数が今出ています。ただですね、近年の異常気象においては、本当に日々安心できない状況というのが、常に日頃出ています。このレッドゾーン区域に関しては、県としても、先ほどありました最高300万円の補助を行っているけど、補助実績としては5件ほどの実績があり、本当にありがたい補助だったのかなというのは、すごく分かっています。

そこで提案なんですけど、先ほどのさくら団地分譲状況ですね、町としては、まだまだ完売するまでにはほど遠い時間を要するかと考えています。今、私たちが考えなくてはいけないのが、安心・安全なまちづくりだと考えています。レッドゾーン区域はですね、非常に災害のおそれがあり、もしものことを考えれば、町としても負担を被ることとなり得ます。そういった住居環境で、移転したいと考えられている方にとっても負担が大きくなるため、簡単には決断ができない状況ではないかと思っています。

レッドゾーンの区域の方にも、被災された方と同様な補助対策を検討してもよいのではないかと思いますけど、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） この特別警戒区域（レッドゾーン）、これはですね、いわゆる県が指定した危険地帯ですよ。家が壊れるかどうかはちょっと分かりませんが、いわゆる大雨降ったときには逃げた方が安全ですよという、ある程度の示しができているんじゃないかなというふうに思っています。

そういうことで、そこに住んでいらっしゃる方が危ないから、このさくら団地ですね、これを買うのに半額ということで提案だろうというふうに思いますけど、この50%割引したのは、本当に被災されて、令和2年に被災されて住む家がない、自分の財産全部失ってしまった人のための補助というか、そういうことでやっておりますので、レッドゾーンにいらっしゃる方がということとはちょっと今のところ考えておりません。

また、レッドゾーンでありましても、崖地近接、それを利用してですね、ある程度引っ越しする分には補助がございますので、そちらの方を利用してはいかがかなというふうに私は考えております。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 今、町長の答弁を伺った上なんですけど、例えばですね、今の補助での分譲割引とか、県の補助金、そこら辺を新たに町としても何かプラスアルファはできないのか、そういった分譲地の消化と合わせてですね、考えてよいのではないかというような、私は思っています。

また、ちょっとチラシを目にしたのですが、それでも個人負担としては、先ほどありました住宅建設は、非常に負担が大きく、資金的にも大変だと思います。ここに私が手にしているのは、住宅金融支援機構からのお知らせ版のチラシです。ここに対してですね、ここが地滑り等関連住宅融資と、満60歳以上の方は高齢者向け返済特例がありますので、詳細の内容等を含め案内していただきたいと。

それはどういうことかというところでですね、地滑り等の関連住宅融資、ここにすごい内容をうたっております。移転の勧告等を受けた方等に、住宅の移転または取得のために必要な資金を災害復興住宅融資と同様の条件で融資する制度ですということで、離災証明書は不要ですということもうたっております。

先ほどありましたように、やっぱりもともとの資金ですよ。資金に関しても、結局、建設する場合、土地を取得する場合は3,700万円、土地を取得しない場合は2,700万円、購入の場合は3,700万円と。ここにまた満60歳以上の方は高齢者向け返済特例を御利用いただけますと。これもですね、具体的にいろいろと案内をされています。

こういう、県としてもこれをやっぱり進めているわけです。だから、そういう進めていることに対して、やっぱり私たちもやっぱり何か、やっぱりこれに準じた策をですね、検討せざるを得ないんじゃないかというのをすごく感じています。

そういった面で、町の減少と高齢化対策にも、関連してくると思いますので、十分な協議と、前向きな御検討をお願いしたいと思っています。

次に行きたいと思います。次に、医療用かつらの支援について伺いたいと思います。

これはですね、個人的に私の問題で言ってるわけじゃないですから、勘違いはされないようにお願いしたいと思いますけど。

①のですね、医療用かつらは全国の自治体でも支援事業補助として増加傾向であります。がん治療における薬の副作用等で頭髪が抜けていくため、病と闘うにも精神的、経済的にも負担が大きく、心理的負担の軽減、療養生活や社会参加を促進し、安心して過ごすためにも支援できないかを伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えします。

議員御質問の医療用かつら、医療用ウィッグとも言いますが、こちらの着用につきましては、がんの治療と直接関係がないことから、治療用装具として療養費の対象ではなく、購入される場合は全額個人負担となり、治療を受けられた方の負担は大きいという認識は持っております。

この医療用かつらの購入費用の助成につきましては、御質問のとおり、がん患者の心理的、経済的負担軽減の取組としまして、全国の市町村で増加傾向ではあります。しかしながら、この多くの市町村の取組は、都道府県が策定しておりますがん対策推進計画、こちらの計画の中の外見ケアの支援であります、アピアランスケアの取組と併せ、助成が実施されているものでございます。

現在、熊本県のがん対策推進計画では、このアピアランスケアの項目はなく、県内で取組されているところでは、単独事業として3町村が助成事業に取り組んでおられます。

現在、熊本県でも来年度からの次期がん対策推進計画の見直し作業が進められ、このアピアランスケアについても検討されていると聞いております。がん患者が外出や就労といった日常生活を送る上で重要な役割を果たすものであると認識もしておりますので、今後の県のがん対策推進計画の支援内容を確認し、また他市町村の状況などを踏まえ、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 今、担当課長の方から、ちょっと安心するような方向性というか、そういった話もちょうと耳にしたわけなんですけど、これはやっぱりそういう国、県の対策にも絡んでくるのかなというのを考えています。率先して自治体でやっているところがあるわけです。これに関しては、やっぱり町としても、やっぱり敏感に反応していただきたいという気がしています。そういった面を踏まえて、検討を願いたいなと思っています。

私が調べた中でも、全国的にやっぱり増えているということなんですが、県内では今先ほど担

当課長の方からありました3町村がやっているということで、私の方で認識しているのは、大津町、益城町が取り組んでいます。近隣では、出水市や長島町も行っており、全国的に、金額としては2万から5万程度の補助を行っていると言いました。

大津町に対してちょっと言いました。年に数件の補助を行っていると言っています。数件ですから、大きな負担というか、これは本当に大ければいいというものではないです。重病患者に対して、少しでも手助けができたらすばらしい支援ではないかと思っているところです。これは全く保険の適用がなく、かつらの金額としてもいろいろとあると思いますが、数万円から10万円以上のものがほとんどで、個人としても大変大きな負担となっているという考えです。

患者にとっては、先ほど就労や通院を含めた日常生活においても必要なアイテムになっているため、これは町長にもぜひ、新年度予算に反映していただけるよう検討をお願いしたいと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） このがん患者に対しては、かつらだけではなくて、胸部とかいろいろございます。そこでやっぱり、各市町村が今単独で補助しているということでございます。これも国、県、先ほど課長が答弁したとおり、やはり検討はしていかななくてはならないというふうに考えているところでございます。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 町長としても、本当に前向きな考え方かなということで受け止めていただいているので、ぜひ早速新年度で検討していただけたらと思っています。

最後に行きます。最後に入魂の宿について伺います。

①で、本年6月にモニター宿泊を実施されています。利用実績と今後の展望を伺いたいと思います。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

入魂の宿につきましては、令和4年度から一般観覧を開始致しまして、本年度から宿泊も開始することとしております。

利用実績ですけれども、観覧と宿泊がございますので、まず観覧から御説明しますが、令和4年度の観覧は、令和4年5月末から約1か月間、約500人の利用がございました。それから間を置きまして、令和4年12月から本格運用を開始し、有料の観覧者が30人の実績でした。令和5年度に入りまして、観覧のほうは8月末時点で無料の観覧が128人、それから有料の観覧が67人、合計195人となっております。

宿泊につきましては、今年6月に、10日間のモニター宿泊の募集を行い、7人の利用実績が

あっております。宿泊の本格運用につきましては、当初計画では時期を見ながら10日間の募集を4回程度実施すると予定しておりましたが、しかし、短い期間での募集では予約者の予定も立てにくく、予約も入りにくいことから、ある程度長い期間の募集を検討致しまして、運用としましては、9月30日から11月26日までの約2か月間、これを受入れ期間としまして、9月16日から募集を開始したところです。

次に、今後の展望ですが、入魂の宿は旧赤崎小学校のプールをリノベーションしまして造られました宿泊可能な大型の屋外作品でございます。まずは、入魂の宿をより多くの人に知ってもらうための情報発信、それからプロモーションを積極的に行い、入魂の宿をアピールする。そして来訪者を増やしていく、そういう必要がございます。

また、より多くの人に楽しんでもらうために、イベントや体験プログラム、これを開催することで、より魅力的なスポットに引き上げていきたいと考えております。さらには、入魂の宿と町内の観光スポット、これも連携が重要だろうと考えております。つなぎ美術館はもとより、野外のアート作品ですとか温泉四季彩など、観光スポットと連携した観光ルートを作成して、入魂の宿を訪れる観光客の滞在時間、これを延ばしたい。

これで、町全体の観光振興にもつなげ、経済効果も図れればと考えております。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 今、担当課長の方から実績報告と今後の展望を伺ったわけなんですけど、実績の中で、観覧者が令和4年度は500人と、有料観覧者が30人と、令和5年度が128人と67人と。これだけの数の人が観覧してくれたということは、すごくうれしいことなんですけど、ここら辺の町内者・町外者の利用というのは、どれぐらいの比率だったのかをちょっと教えてください。

○議長（柳迫 好則君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） ほとんどの利用者の方、町外の方でした。

以上です。

○議長（柳迫 好則君） 5番、宮嶋弘行君。

○議員（5番 宮嶋 弘行君） 町外者の方がほとんどだったというようなお答えなんですけど、まだ、やっぱり、町内者がどれだけ興味を持ってもらえたのかなというのがちょっとあるんですけど、町の、やっぱり一応看板として、今、町はやっぱりこういう彫刻のまちづくりというか、そういうことを推進しています。アートの的なものを作って、結果的には看板メニューとしてPRしているわけなんです。そういった面で、なかなかですね、やっぱり利用するってなると、1点の品物で利用というのは、なかなかやっぱりインパクトが弱いというようなことで、先ほど担当

課長が言われましたように、結果的には、いろんな町の、いろんなジャンルを利用した、総合的な利用の価値を上げていこうと、そういうことを考えていらっしゃると思いますので、それはぜひともお願いしたいなと考えています。

ここでやっぱり言いたいのは、交流人口として、やっぱり津奈木町としては、本当にこの小さな町で、やっぱり何を増やすかって言えば、今のところ交流人口なんですね。それしかやっぱり見込めないところが、すごく感じているところもあります。今後ですね、こういう津奈木町の話題性のある宿として情報発信がちゃんと行われ、宿泊による稼働率が上がるように努力していただき、町の魅力発信につながることを期待していますので、今後とも、ぜひ努力の方をお願いしたいと思います。

簡単ですが、私の方でこれで一般質問を終わります。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、5番、宮嶋弘行君の質問を終わります。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時35分散会

令和5年 第3回(定例)津 奈 木 町 議 会 会 議 録(第3日)

令和5年9月22日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和5年9月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 令和4年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第10 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第11 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 議案第50号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和4年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

日程第5 認定第5号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

日程第6 認定第6号 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

日程第7 認定第7号 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

日程第8 議員派遣の件

日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第10 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第11 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第1 議案第50号 工事請負契約の締結について

出席議員（10名）

1 番	林田 廣美君	2 番	平野 和信君
3 番	大川 貴哉君	4 番	新立 啓介君
5 番	宮嶋 弘行君	6 番	本山 真吾君
7 番	澤井 静代君	8 番	久村 昌司君
9 番	川野 雄一君	10 番	柳迫 好則君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	財部 大介君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	諫山 吉光君

ほけん福祉課長 …………… 葦浦 祐一君 教育課長 …………… 永松 伸也君
会計課長 …………… 岡松 辰哉君

午前10時00分開議

○議長（柳迫 好則君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1．認定第1号 令和4年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2．認定第2号 令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3．認定第3号 令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4．認定第4号 令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5．認定第5号 令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6．認定第6号 令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7．認定第7号 令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（柳迫 好則君） 9月8日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました、日程第1、認定第1号令和4年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、認定第7号令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案を一括議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。

お手元に配付のとおり、各常任委員長から審査結果の報告書が提出されております。審査の経過と結果について、会議規則第37条第1項の規定により、各常任委員長の報告を求めます。質疑は、委員長報告終了後、一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。総務振興常任委員長、本山真吾君。

○総務振興常任委員長（本山 真吾君） 総務振興常任委員長報告を致します。

9月8日の本会議において、当委員会に付託されました、認定第1号「令和4年度津奈木町一

般会計歳入歳出決算の認定について」における総務振興常任委員会所管科目、及び認定第4号「令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号「令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月8日から21日のうち8日間にわたり審査を致しましたので、委員会における審査の経過並びに結果を報告致します。

審査にあたっては、担当課長・課長補佐・班長の出席を求め、適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の成果はどうであったか、次期予算編成や行政執行に生かされるよう慎重に審査を致しました。

認定第1号「令和4年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、総務振興常任委員会所管科目について、主なものを申し上げます。

まず、歳入から報告致します。

款13使用料及び手数料の土木使用料で、「定住促進住宅使用料の滞納が36万円ほどあるとのことだが、滞納分の徴収方法と全額徴収するのか。」との質問に対して、「徴収については、月1・2回電話で催促したり、直接訪問し面談を行い、現在は、現年分と過年度分の2か月分を確約通り状況に応じて徴収しています。」との答弁がありました。

款15県支出金の農業費補助金で、「農地利用最適化交付金について、以前は委員の活動実績等によって、交付されていたが、現在は一律で交付されているのか。」との質問に対して、「昨年度までは、活動と集積等の実績を踏まえ交付があっていたが本年度から活動実績に重点が置かれ、県が算定し交付されています。委員の活動実績も大きな差がないため、均等割りで交付しています。」との答弁がありました。

款16財産収入の町有林立木売払収入で、「木材も場所も良い所で売上額に対して、経費が約7割も掛かるのか。」との質問に対して、「本山林は、スギ・ヒノキの55年生から83年生で成長もよいものです。最低限の経費で施工を依頼していますが、以前に比べると経費に対する売上単価も減額してきており、厳しい状況です。」との答弁がありました。

次に、歳出について報告致します。

款2総務費の一般管理費で、「区長報償費の配分はどうなっているのか。物価高騰や最低賃金の値上げがあっているが区長報償費だけでなく有償ボランティアなどの見直しは行われているのか。」との質問に対して、「区長報償費は条例で平均割と世帯割、役場からの距離に応じた距離割で計算し、年2回に分けて支払っています。区長報償費は、必要に応じて検討し、有償ボランティアについては、最低賃金を見て毎年設定しています。」との答弁がありました。

企画費で、「旧平国小学校外部改修工事及び内部改修工事はいつ完了するのか。」との質問に対して、「外部改修工事は令和4年度で完了しました。内部改修工事については、令和4年度に

実施設計が完了し、第1期工事の木育広場などは繰越事業として、年内完成を予定しています。本年度実施の第2期工事のアトリエ兼交流体験広場等の工事は年度内完成を見込んでいます。」との答弁がありました。

地域振興費で、「元気づくり補助金の選定基準はどのようになっているのか。」との質問に対して、「選定基準は、各種団体の地域活性化に資する事業であることを前提に、地域貢献度や地域資源活用度などの審査項目によって点数化し、採否及び補助率・補助額を決定しています。」との答弁がありました。

地域商社推進事業で「地域商社設立の組織体制はどのようになる見込みか。また、販売力強化施設導入補助金の補助率など制度設計はどのようになっているのか。」との質問に対して、「組織体制については、令和6年秋頃の法人設立に向け進めています。補助金は、地方創生関連交付金を活用した期間限定プロジェクトであり、補助率を高め設定し、審査票の得点により補助率1/2以内、2/3以内、3/4以内のいずれかに決定しています。事業費100万円以内の小規模事業については、補助率を4/5以内としています。」との答弁がありました。

美術館費で、「展覧会の関連イベントで開催するトークイベントの参加者数及び町民の参加状況は。」との質問に対して、「4月の企画展では53名、9月の企画展では42名、11月の企画展では25名の参加がありましたが、町民の参加は少ない状況です。」との答弁がありました。

美化事業推進費で「有償ボランティアの夏の暑さ対策は行っているのか。」との質問に対して、「比較的涼しい午前中に作業を行い、午後からは、体調を見ながら体に無理がないように調整してもらっています。」との答弁がありました。

また、「干拓堤防南側に桜を新植してある。桜の生育環境や見栄えのためにも年2回程度は草刈りできないのか。」との質問に対して、「町道や公園など優先順位があるので調整しながら実施できるよう努力します。」との答弁がありました。

款4衛生費の環境衛生費で、「合併浄化槽の普及率はどのくらいか。また、普及が進まない原因はどのようなものか。」との質問に対して「普及率は約80%で、残りは主にくみ取りと単独槽です。原因としては、設置する敷地がないのが大半で、一人暮らしの高齢者など設置する必要がないとの意見もありますが、今後も推進していきます。」との答弁がありました。

款5農林水産業費の農業振興費で、「中山間農業モデル地区強化事業補助金で古中尾・倉谷地区をモデル地区として、令和4年度まで事業を実施しているが、令和5年度から新たに組織を立ち上げると聞いている。順調に推移しているのか。また、補助要綱に沿った事業を実施しているのか。」との質問に対して、「本事業は、県の補助事業で令和4年度までに完了しています。令和6年度のビジョン達成に向けて、令和5年2月に受託組織を立ち上げて運用を開始しています。運用については、課題等も見受けられるので、安定した運営に向けた指導を行っていきます。」

との答弁がありました。

また、「熱帯果樹振興プロジェクトについて、現在の進行状況と今後も継続していくのか。」との質問に対して、「現在は、アボカドと青パパイヤの2種類を栽培しています。アボカドは事業期間も長期となっており、栽培の確立も困難となっています。今後については、苗木の生産など総合的に青パパイヤも含んだところで検討していきます。」との答弁がありました。

農地費及び林業費で、「農林道の除草作業の委託先と年に1回は除草しているのか。住民等からの苦情はないのか。」との質問に対して、「災害復旧工事対応で建設業者が忙しいため、シルバー人材センターに委託している。主要路線は年1回、他は2年から3年に1回実施しているが苦情は聞いていません。定期的に巡回し、落石や倒木は有償ボランティアで行っています。」との答弁がありました。

水産業振興費で、「燃油高騰対策支援事業補助金は、今後も継続していくのか。」との質問に対して、「令和4年度は、交付金を財源として実施しました。令和5年度についても予算化しています。6年度以降は、物価高騰の状況を考慮しながら検討します。」との答弁がありました。

款6 商工費の観光費で、「四季彩周辺魅力アップ事業の進捗状況は。」との質問に対して、「受託事業者と施設の具体的な設計と合わせ、管理運用や周辺施設の利活用も含め総合的に協議を進めています。四季彩の2階大広間が宿泊施設になるという情報は、広報紙等で住民にも周知を図っていきます。」との答弁がありました。

款7 土木費の土木総務費（繰越明許費）で大規模盛土造成地変動予測調査委託料で対象箇所の場所と調査の結果はどうだったのか。」との質問に対して、「旧平国小学校プール敷地他、町内には5か所あります。調査の結果については、5か所ともに変状は確認できませんでしたので、今後も経過観察を行っていきます。」との答弁がありました。

款8 消防費の非常備消防費で、「消防団員の定数は245名、現在191名ということで、かなり減少しているが何か対策は考えているのか。また、分団毎の定数は決まっていたが、現在どうなっているのか。」との質問に対して、「団員減少は、全国的な問題でもあります。分団を通して勧誘活動を進め、定数確保のため努力していきます。分団毎の定数は決まっておらず、全体枠で決めています。」との答弁がありました。

款10 災害復旧費の各災害復旧費で「現在の進捗率はどうなっているのか。」との質問に対して、「町道、河川については、すべて契約済で令和5年度内に完了予定です。農地については、未契約4件を今月入札予定で契約が進めば年度内に完了する見込みです。」との答弁がありました。

農業災害復旧費で、「小災害復旧事業について要望があった箇所は完了したのか。また、本制度を知らなかったという住民への今後の対応は。」との質問に対して、「農地の小災害について

は、河川災害絡みがあるので、令和５年度に予算は計上しています。農地災害については、住民の要望を踏まえながら、今後も検討していきます。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、認定第１号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第４号「令和４年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告致します。

款１総務費の一般管理費（繰越明許費）で「アセットマネジメント策定業務など公会計移行に向けた取り組みの進捗状況は。」との質問に対して、「来年度から公会計移行となりますが、主に会計システムが変更になるため、公営企業会計システム導入業務委託契約を６月に締結し、現在、基礎資料の取りまとめを行っている段階で、条例改正は３月定例会に上程予定です。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、認定第４号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第６号「令和４年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告致します。

執行部より説明を受け、慎重審議の上採決した結果、認定第６号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第７号「令和４年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告致します。

款１総務費の一般管理費で、「分譲地販売協力業者協力金の制度内容は。」との質問に対して、「ハウスメーカー等に販売協力業者登録を行ってもらい、分譲地の販売又は紹介した業者に１つの土地売買契約当たり５０万円の協力金を支払うものです。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、認定第７号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

最後に所管の工事等について、大泊漁港３号４号物揚場補修工事、熱帯果樹振興事業（アボカド）平国地区、旧平国小学校法面がけ崩れ対策工事、旧平国小学校外部改修工事、三ツ島海水浴場トイレ洋式化工事、千代川護岸改修工事、舞鶴城公園駐車場トイレ改築工事、美術館展示室照明改修工事、並びに温泉センター施設補修工事（モノレール他）の各現地を視察しました。

以上で、当委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

令和５年９月２２日。総務振興常任委員会委員長、本山真吾。津奈木町議会議長、柳迫好則様。

○議長（柳迫 好則君） 総務振興常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長、宮嶋弘行君。

○教育住民常任委員長（宮嶋 弘行君） 教育住民常任委員長報告を致します。

９月８日の本会議において、当委員会に付託されました、認定第１号「令和４年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、教育住民常任委員会所管科目、認定第２号「令

和４年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第３号「令和４年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第５号「令和４年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を９月１１日から２１日までのうち８日間にわたり審査しました。

審査にあたっては、担当課長、班長及び担当者の出席を求め、適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の成果はどうであったか、次期予算編成や行政執行に生かされるよう慎重審議しましたので、その結果を報告します。

認定第１号「令和４年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、教育住民常任委員会所管科目について報告します。

審査における主な質疑等は、次のとおりです。

歳入について報告します。

款１４国庫支出金、国庫委託金の総務費国庫委託金で、「中長期在留者事務委託金について、現在、津奈木町在住の外国人の人数は。」との質問に対して、「令和５年３月末、１４人で、主に技能実習生の外国人の方が増加している。」との答弁でした。

款１５県支出金、県補助金の民生費県補助金で、「民生委員児童委員活動助成費補助金が増えたとのことだったが、要望があったのか。」との質問に対して、「民生委員の定数によって県からの補助額が決まり、例年１６万円の補助となっている。県より、コロナ禍の影響で生活困窮の相談を受ける機会が増えている民生委員協議会に対して、令和４年度に増額について予算を計上するよう要請があった。」との答弁でした。

同じく県補助金の教育費県補助金で、「低学年わくわく学習支援員配置事業補助金は、１名の支援員に対しての補助とあるが、支援員が変わるたびに補助があるのか。それとも、新規のみ補助が受けられるのか。」との質問に対して、「令和３年度に新規で配置した１名の学級支援員を、令和４年度も継続して配置した場合、この補助金制度を受けることが出来る。」との答弁でした。

歳出について報告します。

款２総務費、徴税費の賦課徴収費で、「過誤納還付金について具体的な内容は。」との質問に対して、「個人住民税が修正申告等により６件の１０万２４１円、法人税が予定申告納税より確定申告額の減少で５件の１９万２,１００円、固定資産税が家屋の滅失届け出漏れ等により３件の３,２００円の還付が発生した。」との答弁でした。

戸籍基本台帳の戸籍住民基本台帳費で、「マイナンバーカード取得促進事業委託料で、なぜ国から町へ一度お金を貰って県に委託するのか。また、交付率が大幅に増えた原因と、現在の普及率は。」との質問に対して、「マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱により定められている。増えた要因としてはマイナポイント付与の影響ではないかと思われる。交付率は７２.９４％

である。」との答弁でした。

また、「委託料の試算はどのように行っているのか。時間外交付窓口の対応実績は。」との質問に対して、「県全体の事業費の人口割で定められている。時間外交付窓口は夜間と休日に開設し、多い時で20人程度だった。」との答弁でした。

款3民生費、社会福祉費の老人福祉費で、「市民後見推進事業委託料で、後見人を育てるのは難しいと思うが、担当課としてどう感じているのか。」との質問に対して、「研修会への参加者はいるが、後見人への希望者は少ないと感じている。また、選任については裁判所が行うため、司法書士などが優先されることが多く、住民の方がなれるのは難しい状況である。現在、市民後見人の育成に力を入れていて、家族のために勉強したいという方が参加されている。」との答弁でした。

また、「専門的な知識を身につけなければならないということか。」との質問に対して、「後見人になると収支、会計などを管理することがあるため、裁判所へ提出する資料作りが大変であると聞いている。」との答弁でした。

同じく老人福祉費で、「シルバー人材センター事業登録者が現在26人で、津奈木町の人材を増やす必要があると聞いたが、どう考えているのか。」との質問に対して、「年に1度広報紙に大きく募集の宣伝を掲載しているが、なかなか応募はない状況である。現在、センターが水俣にあるため、津奈木町役場内で対応できる場所を作ってはどうかと提案をしているところで、今後会員を増やせて行けたらと思っている。」との答弁でした。

同じく老人福祉費で、「老人福祉施設入所事業は今後どのようになっていくと思われるか。」との質問に対して、「管内の施設自体に空きがないため、今後も10人程度で推移していくと考えている。緊急対応が必要な場合は、八代市や熊本市内へ入所する場合もあるが、現在本町にそのような方はいない。」との答弁でした。

障害者福祉費で、「障害児通所給付費の中で発達障害児の人数は以前と比べてどうか。」との質問に対して、「利用者は増えている。その要因としては、水俣市に新しい事業所が増え、利用しやすい環境になったためである。また、小学生も放課後デイサービスなどを受けることができるようになったため、金額も増加している。」との答弁でした。

児童福祉費の児童福祉総務費で、「保育所業務効率化推進事業補助金で保育園のICT化を行っている内容は。」との質問に対して、「保育士の負担軽減のため、保護者のスマートフォンに一斉に連絡を行ったりできる。令和4年度は国の補助金を活用して実施した。」との答弁でした。

保育園費で、「施設備品購入費で三輪車購入をしたが、何台購入したのか。」との質問に対して、「大きい園児が利用する三輪車が老朽化していたので、三輪車5台と2人乗り三輪車4台などを購入した。」との答弁でした。

款４衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費で、「妊婦健康診査委託料について、水俣・芦北管内で緊急の場合に対応できるのか。」との質問に対して、「かかりつけの産婦人科の指示になるが、対応できない場合は、救急車やドクターヘリなどの対応となる。産科の充実を図ることも重要と考えている。」との答弁でした。

予防費で、「予防接種委託料で子宮頸がんワクチンの接種回数は１回なのか。最近になって積極的勧奨を控えていた年代への接種勧奨が言われているが。」との質問に対して、「子宮頸がんワクチンは１２歳から１６歳が対象となっており、サーバリックス、ガーダシルのワクチンは３回接種、最近承認されたシルガードは、１５歳までに１回接種した場合は計２回、１５歳を過ぎて接種した場合は、計３回の接種となる。子宮頸がん罹患者の増加について国が検討し、予防接種を再開した方が良いとなり、令和４年度から再開された。」との答弁でした。

清掃費の清掃総務費で、「売捌用ごみ袋について、物価高騰に伴い、ごみ袋の値段が上昇したりするのか。」との質問に対して、「物価高騰の影響は受けているが、１回当たりの発注枚数を増やしコストを抑え、令和４年度の値段は維持できた。令和５年度は、コスト抑制だけでは値段維持がむずかしくなり、店頭価格は上昇している。」との答弁でした。

款９教育費、教育総務費の事務局費で、「いじめ問題対策連絡協議会委員報酬とあるが、いじめ問題の状況は。」との質問に対して、「令和４年度のいじめ認知件数は中学校が６件、小学校が２件で、既に解消済みである。中学校の件数はホームページにも掲載している。」との答弁でした。

同じく事務局費で、「スクールバス運転委託料で、置き去り等の対策はしているのか。」との質問に対して、「置き去り防止の機器等は設置していないが、運転手に最後に確認するように指導している。また、欠席の連絡が無い場合、学校から保護者へ連絡し確認している。」との答弁でした。

小学校費の学校管理費で、「小学校照明改修工事で、今回、体育館以外となっているが、体育館の照明が暗いとの意見があるがどうするのか。」との質問に対して、「今回の改修工事で体育館のＬＥＤ照明にする計画はなかった。今後、検討していきたい。」との答弁でした。

中学校費の学校管理費で、「ＰＣＢ使用照明器具処分委託料とあるが、ＰＣＢ使用の照明はすべて無くなったのか。」との質問に対して、「すべての照明をＬＥＤに交換したので、現在のところＰＣＢを含む照明は無いと思われる。今回、コンデンサ１２台に使用されていた１．４Ｋｇの低濃度ＰＣＢを処分した。」との答弁でした。

社会教育費の公民館費で、「講師謝金について、町民講座でタブレット教室を行ったとあるが、参加者の年齢層は。また、参加者の感想は。」との質問に対して、「参加者は高齢者やタブレット初心者で、以前小中学校で使用されていた不要となったタブレットを利用した。感想としては、

タブレットは持ち帰りができないとの意見があったので、今年度は自身のスマートフォンを使った教室に変更した。」との答弁でした。

保健体育費の体育施設費で、「手数料の内訳でアスベスト調査手数料と説明を受けたが、児童公園トイレはそれほど古くなかったが調査が必要だったのか。」との質問に対して、「建築物等の解体・改築工事を行う際は、建築時期・規模・用途・請負金額を問わず、アスベストの調査をすることが義務付けられているので必要である。」との答弁でした。

以上のような質疑応答を経て、採決した結果、認定第1号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定しました。

次に認定第2号「令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を報告します。

執行部の説明を受け慎重審議のうえ採決した結果、認定第2号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定しました。

次に認定第3号「令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を報告します。

執行部の説明を受け慎重審議のうえ採決した結果、認定第3号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定しました。

次に認定第5号「令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を報告します。

審査における主な質疑等は、次のとおりです。

歳入について報告します。

款1保険料、介護保険料の第1号被保険者保険料で、「介護保険料は今後どうなるのか。」との質問に対して、「来年度の保険料は第9期介護保険事業計画によって決まる。現在策定中である。」との答弁でした。

また、「滞納分については、こういった傾向があるのか。」との質問に対して、「毎年20万円から30万円ほどの未納分が発生している。死亡者や生活保護対象者等には不納欠損処理を行っている。」との答弁でした。

歳出について報告します。

款2保険給付費、介護サービス等諸費で、「施設介護サービス給付費が前年度より約1,000万円増加しているのはなぜか。」との質問に対して、「サービス利用件数が800件から900件に増加したためである。」との答弁でした。

款3地域支援事業費、一般介護予防事業費で、「地域介護予防活動支援事業委託料が、昨年度より約500万円増加しているのはなぜか。」との質問に対して、「いってみゅう会事業を地域

包括支援センターに委託したため、主に2人分の人件費である。」との答弁でした。

以上のような質疑応答を経て、採決した結果、認定第5号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定しました。

最後に現場視察の結果報告をします。

総合グラウンド多機能トイレ、児童公園トイレ、給食センター、B&G艇庫、旧平国小学校、津奈木保育園、津奈木小学校、津奈木中学校の現場視察を行いました。

以上で、当委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

令和5年9月22日。教育住民常任委員会委員長、宮嶋弘行。津奈木町議会議長、柳迫好則様。

○議長（柳迫 好則君） 教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第7号までについて、順次、討論、採決を行います。

認定第1号令和4年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、認定第1号については認定することに決定しました。

認定第2号令和4年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、認定第2号については認定することに決定しました。

認定第3号令和4年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、認定第3号については認定することに決定しました。

認定第4号令和4年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、認定第4号については認定することに決定しました。

認定第5号令和4年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、認定第5号については認定することに決定しました。

認定第6号令和4年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、認定第6号については認定することに決定しました。

認定第7号令和4年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柳迫 好則君） 賛成多数です。したがって、認定第7号については認定することに決定しました。

日程第8. 議員派遣の件

○議長（柳迫 好則君） 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣について、期間等やむを得ず変更を生じた場合は、議長に一任願いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

日程第9. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第 10. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第 11. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（柳迫 好則君） 日程第9から日程第11までの各委員長からの閉会中の継続調査の件、3件を一括議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9から日程第11までを一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第10、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第11、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9から日程第11までは、各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○議長（柳迫 好則君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議事日程の追加を行います。

お諮りします。ただいまお手元に配付致しました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加して議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程を追加することに決定しました。

追加日程第1. 議案第50号 工事請負契約の締結について

○議長（柳迫 好則君） 追加日程第1、議案第50号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第50号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

津奈木小学校体育館大規模改修工事については、去る9月15日、建設工事共同企業体2社により指名競争入札を実施しました結果、本案のとおり落札されました。

主な工事内容は、屋根811平米や外壁394平米を改修するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳迫 好則君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳迫 好則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長（柳迫 好則君） 以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

これで、令和5年第3回津奈木町議会定例会を閉会します。

午前10時48分閉会

○議長（柳迫 好則君） ここで、町長から発言の申出がありますので、これを許します。
町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議長のお許しを頂きましたので、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月8日に開会されました第3回定例会も15日間にわたって慎重なる御審議を頂き、令和4年度決算の認定を含め、御議決、御同意を賜り、誠にありがとうございました。

令和4年度決算につきましては、各委員会において御指摘いただきました事項並びに一般質問等で御提案いただきました案件につきましては、執行部一同、真摯に対応してまいりたいというふうに思っております。

中央では今回の内閣改造により、熊本から2人の先生が入閣されました。木原稔先生が防衛大臣、本町とゆかりの深い松村祥史先生が国家公安委員長に、そして馬場成志先生が総務副大臣に就任されたことは大変喜ばしく思っております。共に国の基盤をつくられてきたお三人には、これまでの経験を十分に生かし、御活躍していただければというふうに思います。

さて、今年は私の念願でもありました、競舟大会を7年ぶりに開催することができました。伝

統のある競舟の鐘の音を久しぶりに聴き、力が湧いてくる思いがしました。商工会主催の夏祭りも大盛況のうちに終わり、10月には町民大運動会もございます。11月のふれあい祭りに向けての準備も着々と進みつつあります。

コロナ禍や災害で疲弊した町が少しでも元気を取り戻せるよう、今後も様々な事業に取り組む所存でございますので、議員の皆様方の御協力をよろしくお願いを致します。

最後になりますが、季節柄、昼夜の温度差がかなり大きいようです。コロナ感染も東京では第9波を迎えており、通称「エリス」の感染が広がっています。また、新たな変異株「ピロラ」も確認されており、なかなか収まりを見せておりません。

議員の皆様方におかれましては、くれぐれも御健康に留意され、引き続き町政発展のため御尽力いただき、御指導賜りますよう重ねてお願い申し上げ、御礼の言葉に代えさせていただきます。長い期間、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（柳迫 好則君） 閉会の御挨拶を申し上げます。

令和5年第3回定例会におきまして上程されました案件につきましては、議員各位の慎重なる審議の結果、全案件、原案のとおり議決を見ましたことは、議員各位の御精励によるたまものと感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、御承知のとおり、本年5月に5類分類へ移行し、これまで中止となってきた夏祭りや町民体育祭、野球大会、競舟大会など、各種イベントが以前と同様に開催されることで町民が触れ合う機会が増え、大変喜ばしいものであります。

しかしながら、新聞報道などによりますと、現在の全国的な感染状況は第8波に迫る状況にあり、第9波として新種のエリスウイルスが確認されるなど、今後の影響が心配されるところです。住民の感染拡大となることがないように、担当各課におかれましては、早めの住民周知やワクチン接種の呼びかけなど十分な対策をお願いします。

町執行部におかれましては、日頃より町政発展のため、鋭意御努力を頂いているところでありますが、物価高騰による影響は今後も続くものと想定されます。引き続き、全国や県内の状況を注視し、住民が安心、安全に暮らすことができるまちづくりに励んでいただきたいと思います。

議会としましても、行政と一体となって住民全体の福祉向上に向け、たゆまぬ努力を行っていく所存であります。

最後に、これから秋の涼しさを感じる季節になり、日中の寒暖差が大きくなります。議員並びに執行部各位におかれましては、健康管理に十分留意され、体調を崩されないよう心がけ、町政への推進に、より一層御尽力いただきますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶と致します。御苦労さまでございました。

午前10時54分終了

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 柳迫 好則

署名議員 宮嶋 弘行

署名議員 本山 真吾